

羽村市障害者計画及び 第4期羽村市障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

(答 申)

平成26年12月

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会

はじめに

本審議会では、平成26年度までを計画期間とする羽村市障害者計画及び第3期羽村市障害福祉計画の次期計画の策定にあたり、平成26年3月より計7回の審議会を開催し、審議を進めてきました。

近年の障害者施策の推移を見ると、国においては、平成19年9月に署名した「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の締結に向け、国内法の整備を進めてきました。平成23年7月には障害者基本法が一部改正され、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を法律の目的とすることや、障害者の定義の見直し、差別の禁止等が規定されています。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立するなど、様々な法令の整備が行われ、国は、平成26年1月に、障害者権利条約を批准しています。

また、平成18年に施行された「障害者自立支援法」については、平成25年4月から名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と改められるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス等の充実など、新たな施策が講じられています。

このように、障害のある方を取り巻く状況が大きく変化する中、審議会においては、法改正等の状況を踏まえながら、障害者計画策定のための基礎調査集計結果、障害者数の推移等の基礎資料、現行の障害者計画・障害福祉計画に掲げる具体的事業の進捗状況、数値目標等の達成状況などを評価、検証してまいりました。

そして、引き続き「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念に設定しながら、基本的視点に掲げる、人権の尊重、自己決定の尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進の観点から、次期計画における、施策及び事業並びにサービス見込量やその確保の方策について検討してまいりました。

本審議会における、市長からの諮問に係る「羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画について」の審議結果は後述のとおりです。

平成26年12月22日

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会
会 長 井 上 克 巳

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	9
5 計画推進の体制としくみ	10

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	13
2 基本的視点	14
3 基本目標	15

第3章 施策の体系と具体的な展開

第1節 施策の体系	21
第2節 施策の具体的な展開	33
基本目標1 ともに生きる地域づくり	35
主要課題(1) 人権の尊重	35
主要課題(2) 理解と協力の促進	40
主要課題(3) 地域ぐるみの協力体制の整備	42
基本目標2 安心してサービスを利用できるしくみづくり	45
主要課題(1) 情報提供のしくみの充実	45
主要課題(2) 相談体制の充実	50
主要課題(3) サービスの質の向上	53
主要課題(4) 人材の育成	55
基本目標3 自立を支援する基盤づくり	57
主要課題(1) 地域生活を支えるサービスの充実	57
主要課題(2) 日中活動の充実	62
主要課題(3) 暮らしの場の確保	67
主要課題(4) 障害のある人の視点に立った行政サービスの充実	70
基本目標4 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり	72
主要課題(1) 健康づくり	72
主要課題(2) 幼児保育・低学年児童養育対策の充実	77
主要課題(3) 学校教育の充実	79
主要課題(4) 雇用・就労の促進	82
主要課題(5) スポーツ、文化活動の促進	85

基本目標 5 安心して生活できるまちづくり	88
主要課題（1）福祉のまちづくりの推進	88
主要課題（2）防災・防犯、緊急時の支援体制の充実	91

第4章 障害福祉計画の目標設定と方策

1 平成29年度の成果目標の設定	99
2 サービスの整備目標と方策	103

資料編

1 基礎調査の実施概要	121
2 障害者に関する基礎データ	122
3 障害福祉サービスの利用動向	128
4 就労等の状況	132
5 その他	136

第 1 章

計画策定に
あたって

羽村市では、平成21年2月に、障害者基本法に基づく「羽村市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「第2期羽村市障害福祉計画」を一体的に策定し、その後、平成24年3月には「第3期羽村市障害福祉計画」を策定し、「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害者施策を総合的に推進してきました。

この間に、知的障害や精神障害のある人の増加に加えて、高次脳機能障害や発達障害のある人、さらには難病患者への支援の必要性が高まる等、障害者福祉の対象は大きく広がってきています。

また、障害のある人が、必要な支援を受けながら、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、改めて、障害のある人の人権を尊重することの重要性が浮かび上がってきています。特に、障害のある人への虐待に関しては、障害のある人の人権擁護の必要性を、広く社会に認識させることとなったといえるでしょう。

こうした社会の動向を受けて、平成24年の6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を制定し、障害者の範囲に難病を加えたほか、新たな福祉サービスを導入する等、多様化複雑化する障害者福祉の様々な課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

また、平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定され、同年7月に改正された「障害者基本法」では、差別禁止の中に「合理的配慮」という概念が盛り込まれることとなりました。

さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、続いて、平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が批准され、障害のある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

こうした障害者施策の改革期にあって、羽村市は、ここに「羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画」を策定し、あらゆる障害のある人が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、住み慣れた地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、基本理念と施策の方向性を示すとともに、具体的事業を体系化し、障害者施策の総合的な展開を図ります。

障害者虐待防止法の成立と施行

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するため、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月から施行されています。この法律では、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が規定されています。

障害者総合支援法の成立と施行

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。この法律では、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されなければならない」という理念の基に、障害の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大、医療型短期入所制度の導入等の新たな障害者施策が示されています。

障害者優先調達推進法の成立と施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の自立を促進するため、平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月から施行されました。

子ども・子育て支援新制度の創設

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から実施されることとなっています。

障害児について、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

障害者差別解消法の成立と施行

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月より施行されることになりました。この法律では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止しています。

障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月より施行されることとなります。この法律では、雇用の分野において、障害者に対して障害を理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、法定雇用率^{*}の算定に、精神障害者を加えることが明記されています。

障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月、国の障害者基本計画（第3次）（平成25年度から平成29年度）が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、平成20年5月に発効しました。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進め、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されました。

このような国内法の整備を経て、国は平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。

第4期障害福祉計画の基本指針

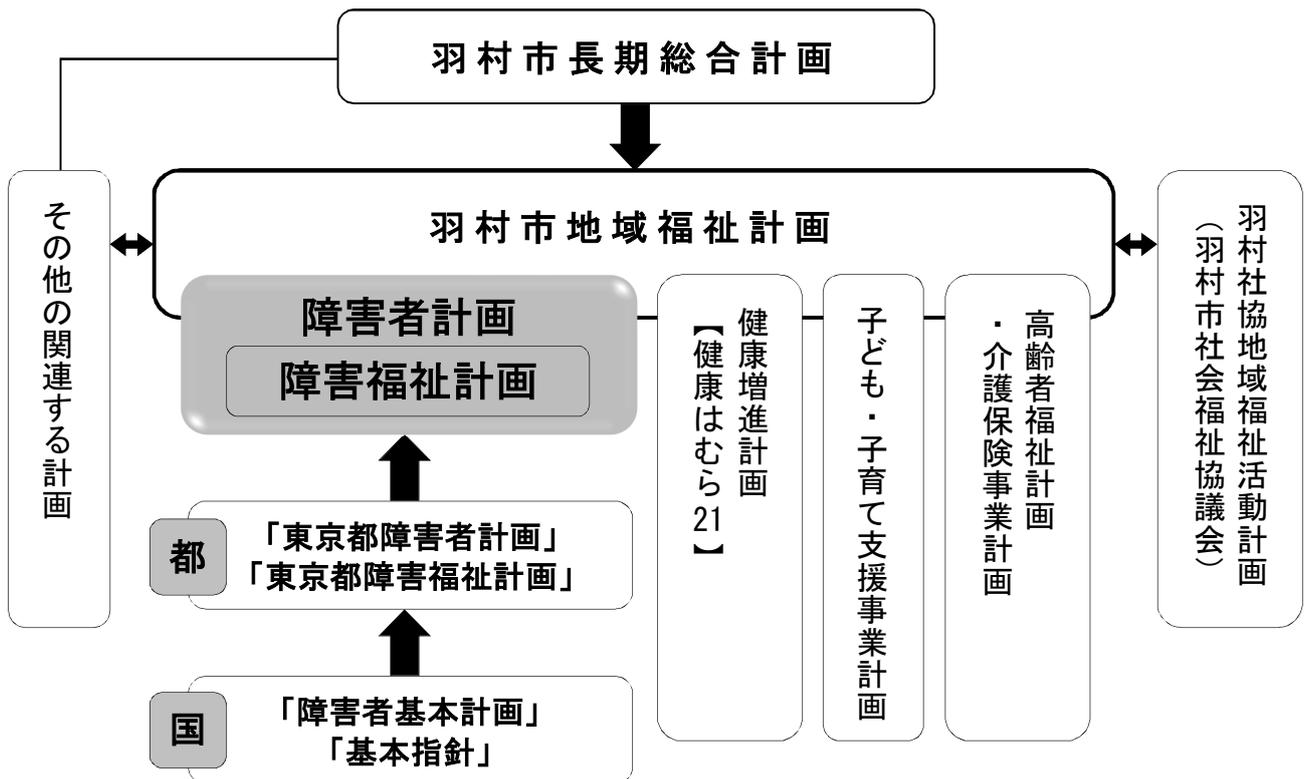
平成26年に策定される第4期障害福祉計画については、国の基本指針の中で、^{*}P D C Aサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行促進」、「障害児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくこととされています。

3

計画の位置付け

「羽村市障害者計画及び第4期羽村市障害福祉計画」は、次のような法的位置付けにあります。

- (1) 障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- (2) 国の「障害者基本計画」「基本指針」、東京都の「東京都障害者計画」「東京都障害福祉計画」を踏まえ、「第五次羽村市長期総合計画」「第四次羽村市地域福祉計画」を上位計画として、本市における障害者施策に関する基本的な指針とします。



「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係

障害者計画

- 障害者基本法第11条に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 等）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法第88条に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定める計画

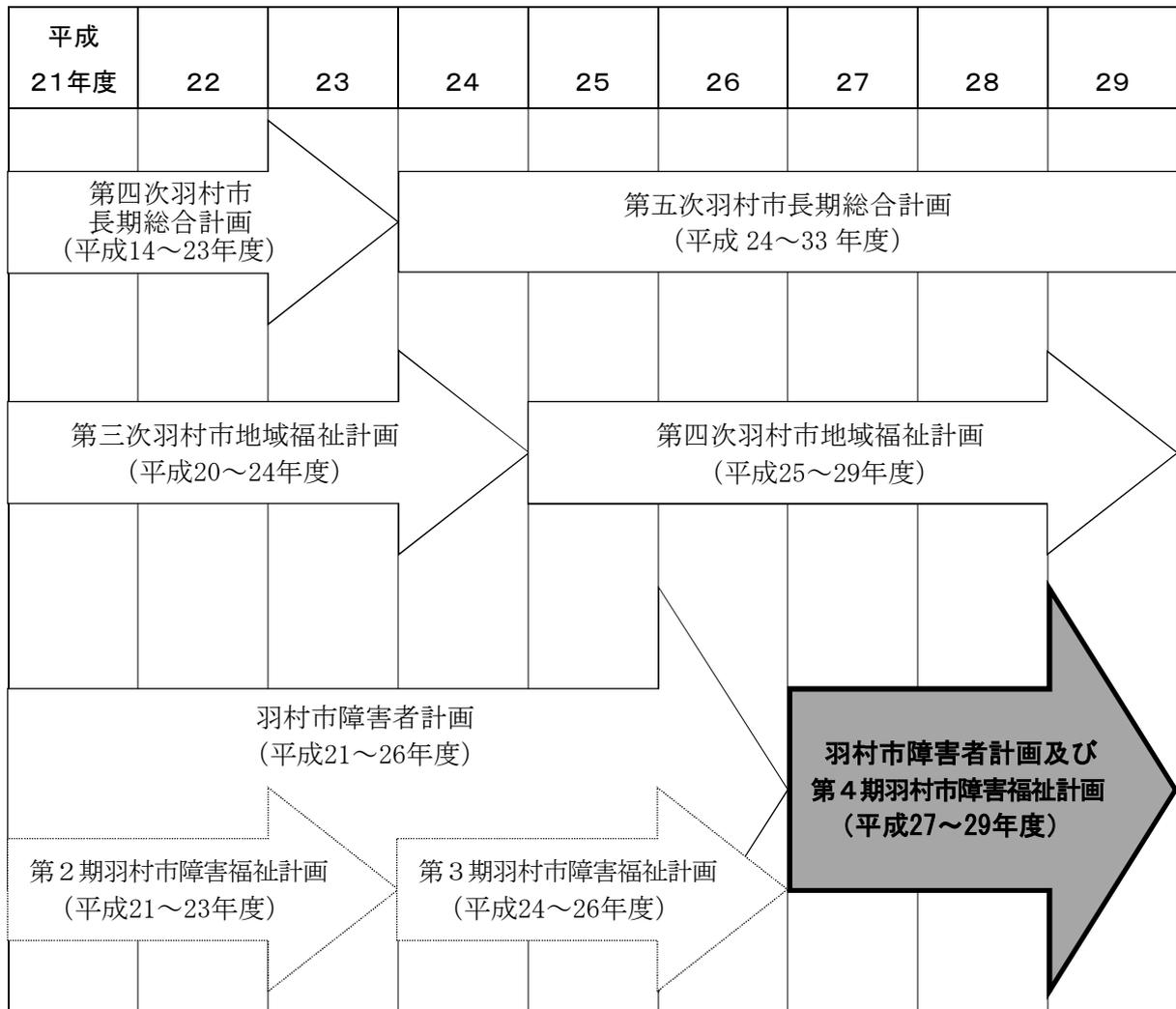
4

計画の期間

「羽村市障害者計画」及び「第4期羽村市障害福祉計画」の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、社会情勢や法律、制度の変化等により必要が生じれば、見直しを行うこととします。

【 計 画 期 間 】



5

計画推進の体制としくみ

(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後も、関係各課や諸機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

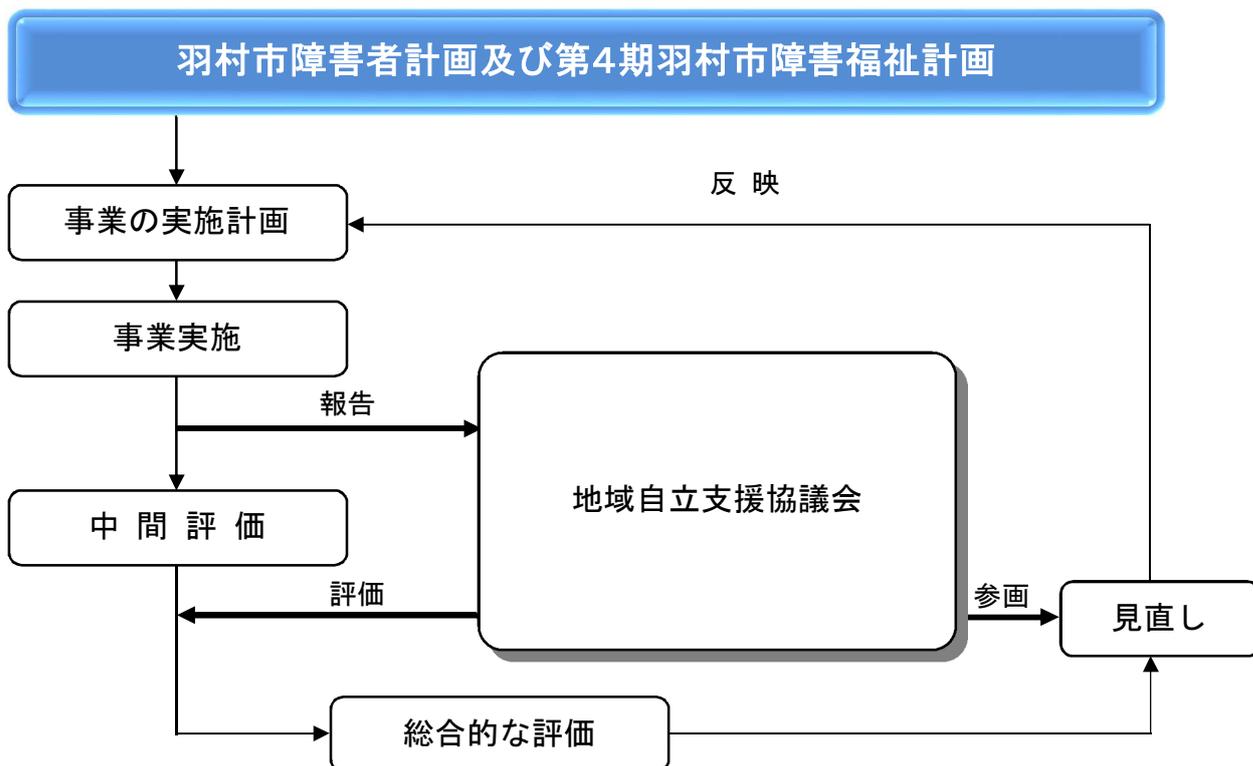
(2) 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況の評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、具体的に施策の執行、成果目標及び活動指標について、評価、見直しを行うため中間評価を実施することとし、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」に図り、各種事業の効果的な実施と、各種サービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

さらに、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、障害のある人への基礎調査を実施するとともに、障害のある人、市民公募委員や公的団体の代表者等で構成する審議会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行い、基礎調査及び見直しの結果を次の計画に反映していきます。

— イメージ図 —



第 2 章

計画の 基本的な 考え方

1 基本理念

羽村市は「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害者施策を推進します。

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支え合い、ともに協力し合うとともに、自己選択と自己決定の下に地域社会のあらゆる活動に参加し、責任を分かち合って生活できる共生社会の実現が求められています。

こうした社会を創るためには、支援を必要とする人々に偏見を持たず、多様性を認め合い、地域社会の一員として受け入れ、支え合う意識を持つ人々が多くなっていく必要があります。

そのためには、すべての市民が障害者福祉について関心や理解を深めるとともに、障害のある人が、それぞれのライフステージに応じ最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として、自分らしく生きていけるよう、地域で支え合い、助け合っていく社会づくりが大切です。

羽村市は、引き続き「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害のある人をはじめとしてすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた総合的な施策を推進します。

2 基本的視点

前述の基本理念のもとに、次の3つの基本的視点に立って、障害者施策を推進します。

基本的視点1 人権の尊重 >>>>

ともに生きる地域づくりを推進するため、障害を理由とする差別や偏見の解消への理解、虐待の防止に努めます。

基本的視点2 自己決定の尊重 >>>>

障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加できるようにしていきます。

基本的視点3 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進



就学や学校卒業といったライフステージの節目においても、途切れることなく支援を受けられる体制を整備していきます。

3 基本目標

羽村市は、前述の基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の5つの基本目標を設定します。

1. とともに生きる地域づくり
2. 安心してサービスを利用できるしくみづくり
3. 自立を支援する基盤づくり
4. 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり
5. 安心して生活できるまちづくり

基本目標 1. とともに生きる地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支え合い、協力し合って生きることのできる地域づくりを引き続き進めていきます。

そのため、あらゆる機会や情報媒体を通し、障害福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、すべての人が、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、障害のある人に対する差別や偏見を持つことのない地域社会にしていきます。

また、障害のある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、障害のある人及びその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

さらに、障害のある人が、地域で自立して生活していくために、各種の福祉サービスや関係機関等の支援だけではなく、ボランティア等の育成やヘルプカードの普及・啓発を図るなど、地域の人々の協力体制を充実させていきます。

羽村市は、「**とともに生きる地域づくり**」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標 2. 安心してサービスを利用できるしくみづくり

障害のある人が自分に適したサービスを自ら選択できるしくみづくりのために、利用者が自らの判断で各種サービスを選ぶための情報提供体制をはじめとした支援体制の整備に努め、身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができるよう、サービス提供事業者の質の向上を図ります。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。

さらに、障害の種別や程度に十分配慮して、その人に合った情報提供や説明方法等について工夫し、相談等に柔軟に対応ができるよう、行政をはじめとして、関係職員の意識改革を図っていきます。

羽村市は、障害のある人が途切れることなく質の高いサービスを身近で安心して受けられるよう、「**安心してサービスを利用できるしくみづくり**」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標 3. 自立を支援する基盤づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。

また、住宅環境の整備や障害者福祉施設の整備を促進します。

さらに、障害のある人が社会生活を送る中で、障害のない人と違う扱いを受けないうよう、その人の障害に合った必要な工夫ややり方に配慮していきます。

羽村市は、障害のある人が地域で自分らしく生活し続けられるよう、「**自立を支援する基盤づくり**」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標 4. 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり

障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

また、支援に関する情報の共有化を図り、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない効果的な支援を障害のある児童及びその家族に提供するため、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等、又は障害福祉サービス、障害児支援等を円滑に利用できるような必要な支援を行うとともに、多様なニーズに応じた特別支援教育の推進体制を構築します。

さらに、障害のある人がその人の適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、総合的な就労支援を実施します。

また、障害のある人が円滑にスポーツ、レクリエーション又は文化芸術活動を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

羽村市は、障害のある人が社会のさまざまな分野で活躍できるよう、「**育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり**」を基本目標として、施策を推進します。

基本目標 5. 安心して生活できるまちづくり

障害のある人が、地域の中で、いきいきと活動していくためには、移動の自由が確保され、施設が利用しやすいものとなっていることが重要です。

こうしたことから、^{*}バリアフリー化、^{*}ユニバーサルデザイン化の視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障害のある人は、災害時にさまざまな困難に直面することが考えられるため、地域の人々と関係機関が一体となった支援体制を構築します。

さらに、障害のある人が、地域の中で安心して生活できるよう、防犯への取り組みを強化していきます。

羽村市は、「**安心して生活できるまちづくり**」を基本目標として、施策を推進します。

第 3 章

施策の体系と 具体的な展開

第1節 施策の体系

基本目標1 とともに生きる地域づくり

主要課題	施策の方向
(1) 人権の尊重	①啓発活動の推進 ②権利擁護施策の充実 ③各種計画等への参画の促進
(2) 理解と協力の促進	①福祉教育・学習機会の拡充 ②学習・地域交流の促進
(3) 地域ぐるみの協力体制の整備	①ボランティア活動の支援 ②ヘルプカード等の活用 ③福祉ネットワークの充実 ④障害者団体の育成支援

基本目標2 安心してサービスを利用できるしくみづくり

主要課題	施策の方向
(1) 情報提供のしくみの充実	①情報提供等の充実 ②情報のバリアフリー化の推進
(2) 相談体制の充実	①各種相談体制の充実 ②計画相談支援体制の確保
(3) サービスの質の向上	①事業者の質の向上
(4) 人材の育成	①専門職員等の資質の向上

基本目標3 自立を支援する基盤づくり

主要課題	施策の方向
(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実 ②経済的支援
(2) 日中活動の充実	①活動の場の充実 ②移動手段の充実 ③日中活動を支援する施設の整備・促進
(3) 暮らしの場の確保	①障害のある人に配慮した居住の場の確保 ②暮らしを支援する施設の整備・促進
(4) 障害のある人の視点に立った行政サービスの充実	①行政サービスにおける配慮の推進

基本目標4 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり

主要課題	施策の方向
(1) 健康づくり	①療育環境の充実 ②心と体の健康づくりの推進 ③医療・リハビリテーションの充実
(2) 幼児保育・低学年児童 養育対策の充実	①障害児保育の充実 ②低学年児童養育対策の推進
(3) 学校教育の充実	①相談・指導の充実 ②特別支援教育の充実 ③放課後支援の充実
(4) 雇用・就労の促進	①雇用・就労の促進 ②就労支援事業の充実
(5) スポーツ、文化活動の 促進	①スポーツ、レクリエーション活動の充実 ②文化芸術活動の充実

基本目標5 安心して生活できるまちづくり

主要課題	施策の方向
(1) 福祉のまちづくりの 推進	①利用しやすい施設づくりの推進 ②道路交通環境の整備
(2) 防災・防犯、緊急時の 支援体制の充実	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実

基本目標 1

ともに生きる地域づくり



主要課題	施策の方向	具体的事業
(1) 人権の尊重	①啓発活動の推進	1 「障害者週間」の啓発
		2 「広報はむら」への特集記事の掲載
		3 インターネット等を活用した啓発の推進
	②権利擁護施策の充実	4 福祉サービス総合支援事業の推進【新規掲載】
		5 成年後見制度の利用の促進
		6 虐待の防止【新規掲載】
		7 地域自立支援協議会の充実【新規掲載】
	③各種計画等への参画の促進	8 計画策定への参画促進
		9 アンケート調査等の実施
(2) 理解と協力の促進	①福祉教育・学習機会の拡充	10 福祉教育の充実
		11 人権教育の推進
	②学習・地域交流の促進	12 休養ホーム事業による交流の充実
		13 青年学級の実施
		14 交流の場の提供
		15 学習・地域交流のための生涯学習資料の市公式サイトへの掲載
(3) 地域ぐるみの協力体制の整備	①ボランティア活動の支援	16 市民活動センターの充実
		17 民生委員・児童委員活動の支援
		18 小地域ネットワーク活動の推進の支援
		19 福祉ボランティアの機能強化に向けた支援
	②ヘルプカード等の活用	20 ヘルプカードの利用促進【新規掲載】
		21 ヘルプマークの啓発【新規掲載】
	③福祉ネットワークの充実	22 見守り活動の推進
		23 障害者団体間のネットワークづくりの支援
	④障害者団体の育成支援	24 障害者団体への助成

基本目標2

安心してサービスを利用できるしくみづくり



主要課題	施策の方向	具体的事業
(1) 情報提供のしくみの充実	①情報提供等の充実	25 「広報はむら」の充実
		26 「ふれあい福祉のしおり」の作成・配布
		27 インターネットによる情報提供
		28 第三者評価情報の提供
	②情報のバリアフリー化の推進	29 アクセシビリティに配慮したウェブサイトの作成
		30 障害のある人に配慮した「テレビはむら」の制作
		31 「声の広報」の制作、配布
		32 日常生活用具給付事業
		33 手話通訳者等の派遣
		34 音声コード付パンフレットの作成
35 パソコン講習会等の開催		
36 障害者用図書等の充実		
(2) 相談体制の充実	①各種相談体制の充実	37 相談支援事業
		38 サービス等利用計画
		39 相談業務間の連携の強化
		40 ピアカウンセリングによる支援
		41 身体障害者及び知的障害者相談員の活用
	②計画相談支援体制の確保	42 指定特定相談支援事業者の指定【新規掲載】
		43 相談支援専門員の確保【新規掲載】
(3) サービスの質の向上	①事業者の質の向上	44 苦情解決のしくみの充実
		45 東京都との連携
		46 第三者評価制度の受審の促進
		47 指導検査の実施【新規掲載】
(4) 人材の育成	①専門職員等の資質の向上	48 手話通訳者等の研修会の支援
		49 相談支援専門員研修等の情報提供
		50 福祉関係職員の研修の支援

基本目標3

自立を支援する基盤づくり



主要課題	施策の方向	具体的事業
(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実	51 訪問系サービスの提供
		52 介護給付の提供
		53 補装具費の支給
		54 意思疎通支援事業
		(32) 日常生活用具給付事業（再掲）
		55 移動支援事業
		56 日中一時支援事業
		57 訪問入浴サービス事業
	58 介護給付費等の支給に関する審査会の運営	
	②経済的支援	59 地域生活支援事業
		60 障害基礎年金
		61 各種手当の支給
		62 各種サービス助成等
		63 おむつの給付
64 住宅設備改善費助成		
65 その他割引サービス等		
66 生活福祉資金貸付事業		

主要課題	施策の方向	具体的事業
(2) 日中活動の充実	①活動の場の充実	(52) 介護給付の提供 (再掲)
		67 訓練等給付の提供
		68 生活介護事業「さくら」の運営
		69 就労継続支援 B 型事業「いちよう」の運営
		70 地域活動支援センター I 型事業「あおば」の運営
		71 日中一時支援事業「青い鳥」の運営
		72 地域活動支援センター I 型事業「ハッピーウイング」の運営
	②移動手段の充実	73 コミュニティバス「はむらん」の運行
		74 ふれあいキャリーへの支援
		75 送迎バスサービスの実施
		(55) 移動支援事業 (再掲)
		76 自動車ガソリン費用助成
③日中活動を支援する施設の整備・促進	77 タクシー費用助成	
	78 民間施設の整備助成	
(3) 暮らしの場の確保	①障害のある人に配慮した居住の場の確保	79 民間施設の整備支援
		(64) 住宅設備改善費助成 (再掲)
		80 障害のある人等に配慮した市営住宅の改修整備
	②暮らしを支援する施設の整備・促進	81 住宅資金融資制度の提供
		82 障害者向け公営住宅確保の要請
		83 居住支援サービスの充実
(4) 障害のある人の視点に立った行政サービスの充実	①行政サービスにおける配慮の推進	84 民間施設の整備支援
		85 窓口対応方法の工夫【新規掲載】
		86 通訳者の設置【新規掲載】
		87 選挙における配慮【新規掲載】

基本目標4

育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり



主要課題	施策の方向	具体的事業
(1) 健康づくり	①療育環境の充実	(52) 介護給付の提供（再掲）
		(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）
		88 トイ・ライブラリー事業の実施
		89 関係機関との連携体制の充実
		90 乳幼児健康診査の実施
		91 精密健康診査の実施
	②心と体の健康づくりの推進	92 経過観察健康診査・発達健康診査の実施
		93 関係機関等との連携の推進
		94 保健サービスの充実
		95 こころの健康相談
96 保育所入所児童の健康管理		
③医療・リハビリテーションの充実	97 小中学校児童・生徒の健康診断	
	98 地域リハビリテーションの推進	
	99 各種医療費の助成	
(2) 幼児保育・低学年児童養育対策の充実	①障害児保育の充実	(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）
		100 統合保育の推進
		101 保育職員の資質の向上
		102 ちょこっと相談の実施【新規掲載】
		103 児童発達支援事業の充実【新規掲載】
		104 保育所等訪問支援事業【新規掲載】
	②低学年児童養育対策の推進	(56) 日中一時支援事業（再掲）
		(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）
		105 中等度難聴児発達支援事業の実施【新規掲載】

主要課題	施策の方向	具体的事業
(3) 学校教育の充実	①相談・指導の充実	106 就学相談の充実
		107 関係機関との連携
	②特別支援教育の充実	108 教育施設環境の整備
		109 特別支援教育の充実
		110 はばたきファイル（支援ファイル）の作成【新規掲載】
		(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）
	③放課後支援の充実	111 放課後等デイサービス事業の充実【新規掲載】
		112 学童クラブにおける障害のある児童の受入体制の充実
		113 放課後子ども教室の推進【新規掲載】
(4) 雇用・就労の促進	①雇用・就労の促進	114 雇用促進のための啓発活動の充実
		115 障害者就労支援事業の充実
		116 企業からの受注促進
		117 授産製品の販路拡大への支援
		118 展示・販売の促進
		119 障害者就労施設等からの優先調達【新規掲載】
	②就労支援事業の充実	120 就労支援の促進
		(115) 障害者就労支援事業の充実（再掲）
(5) スポーツ、文化活動の促進	①スポーツ、レクリエーション活動の充実	121 スポーツ・レクリエーションのつどいの開催
		122 スポーツ活動への参加機会の拡充
		123 スポーツ設備の充実
		124 スポーツ教室等の充実
		125 スポーツ活動への支援
		126 障害者スポーツの普及・啓発【新規掲載】
	②文化芸術活動の充実	127 文化活動の促進
		128 活動への支援
		129 各種講座の充実
		130 図書館サービスの充実

基本目標5

安心して生活できるまちづくり



主要課題	施策の方向	具体的事業
(1) 福祉のまちづくりの推進	①利用しやすい施設づくりの推進	131 公共施設や公園のバリアフリーの推進
		132 駅施設のバリアフリーの推進
		133 東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備指導
	②道路交通環境の整備	134 道路の安全対策の推進
		135 福祉施設周辺の道路交通環境の改善
		136 歩道の整備の促進
		137 安全な歩行通路の確保
(2) 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実	①防災対策の充実	(32) 日常生活用具給付事業（再掲）
		138 緊急告知情報の配信
		139 災害時要援護者登録制度の整備
		140 緊急通報システム及び火災安全システムの設置
		141 福祉避難所の開設及び避難者の救護
		142 防災訓練への参加促進
		143 緊急速報メールの配信【新規掲載】
		144 家具転倒防止器具の給付
	145 災害時個別支援計画の作成【新規掲載】	
	②防犯対策の充実	146 防犯活動の支援【新規掲載】
147 消費者被害の防止【新規掲載】		

第2節 施策の具体的な展開

基本目標 1 とともに生きる地域づくり

(1) 人権の尊重

現状と課題

障害のある人が、障害のあることを理由に差別されることのない社会が求められています。そのため、障害のある人の人権の擁護という観点から、関係する法律や条約について、広く市民に周知し、障害のある人への理解を深めていくことが重要です。

また、障害のある人が地域において、生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすことができるためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障害があることで不利益な取扱いを受けることなく安心して暮らしていける権利擁護の仕組みを構築する必要があります。

障害のある人に対する虐待は、家庭、職場、施設など、社会生活のさまざまな場面において行われる恐れがあり、その類型も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任などさまざまです。そのため、虐待を未然に防ぐための取り組み及び虐待の早期発見、発見時の迅速な対応が強く求められています。

また、障害のある人が自分で決められることは自分で決め、援助が必要な部分は援助者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、成年後見制度等の利用支援が求められています。

施策の方向

障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害のある人への「合理的配慮」等、障害のある人の人権を擁護するための法律等の周知を図ります。

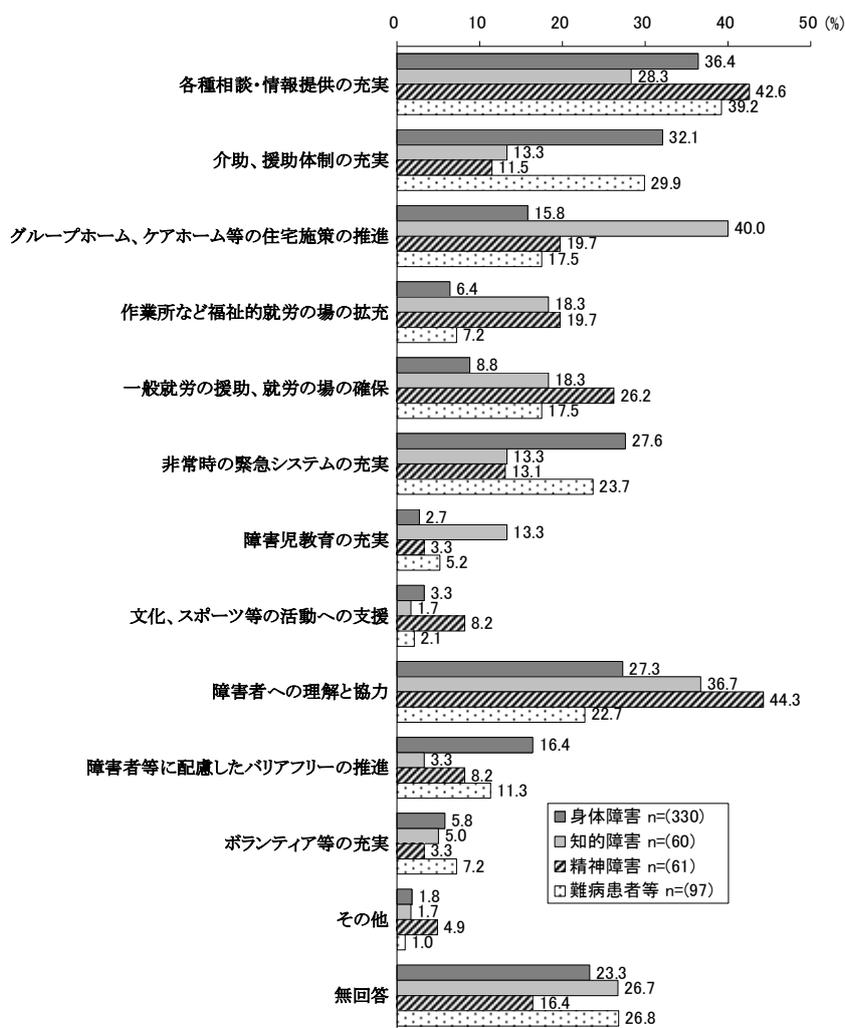
また、権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進します。

成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対して、費用の助成を行い、その利用の促進を図ります。

さらに、関係機関とネットワークを構築し、障害のある人への虐待の防止、家族等への支援体制を整備します。

調査結果より

問 今後、行政に特に力を入れてほしい障害者福祉施策はどのような分野ですか。
(特に重要だと思う番号に○印を3つまでつけてください。)



行政に特に力を入れてほしい障害者福祉施策をみると、身体障害者と難病患者等では「各種相談・情報提供の充実」が、知的障害者では「グループホーム、ケアホーム等の住宅施策の推進」が、精神障害者では「障害者への理解と協力」が、それぞれ最も高くなっており、障害の種類によって、力をいれるべき施策には違いがあることがわかります。

具体的事業

①啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
1 「障害者週間」の啓発	障害者週間に合わせ、障害のある人に対する理解を深めるため、講演会等の事業を実施し、障害者福祉の啓発に努めます。	障害福祉課
2 「広報はむら」への特集記事の掲載	障害のある人に対する理解を深めるため、「広報はむら」への特集記事等の掲載に努めます。	障害福祉課
3 インターネット等を活用した啓発の推進	インターネット等情報手段を活用した効率的・効果的な啓発を推進します。	障害福祉課

②権利擁護施策の充実

事業名	事業内容	担当課
4 福祉サービス総合支援事業の推進【新規掲載】	社会福祉協議会が実施する福祉サービス総合支援事業の利用が促進されるよう、広報などにより市民に周知します。	社会福祉課
5 成年後見制度の利用の促進	成年後見制度は、精神障害や知的障害等の理由で判断能力が不十分な人の権利と財産を守る制度ですが、医師の鑑定や家庭裁判所への審判申し立て等が必要です。そこで、こうした手続きや後見人等の支援機関の情報を提供し、制度の活用を支援するとともに、必要に応じて費用を助成します。	障害福祉課
6 虐待の防止【新規掲載】	虐待の通報・届出に関する迅速・適切な対応や未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する啓発に努めます。	障害福祉課
7 地域自立支援協議会の充実【新規掲載】	地域自立支援協議会の専門部会として権利擁護部会を設置し、障害のある人の権利擁護を図るとともに、虐待防止のためのネットワークの構築を図ります。	障害福祉課

③各種計画等への参画の促進

事業名	事業内容	担当課
8 計画策定への参画促進	障害のある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、計画等の策定時には障害者団体や関係者の参画を求め、積極的な意見の反映に努めます。	障害福祉課 関係各課
9 アンケート調査等の実施	障害のある人やその家族、障害者団体等の声を各種施策に的確に反映するため、必要に応じてアンケート調査やヒアリング調査を実施します。	障害福祉課 関係各課

(2) 理解と協力の促進

現状と課題

障害のある人は、日常生活の中で物理的な面だけでなく、制度的、文化的、意識上等のバリアによって社会的な不利（ハンディキャップ）を受けている可能性があります。

近年、ノーマライゼーション理念が普及し、障害のある人への理解は着実に進んできていますが、支援を必要とする人々に偏見を持たず、多様性を認めあい、地域社会の一員として受け入れ、支え合う意識を持つ人々が多くなっていくよう、一層の理解の広まりや深まりが期待されています。

今後は、さまざまな啓発手段を活用しながら、障害のある人や障害についての認識や理解をさらに深め、バリアのない社会を築いていくことが課題です。

また、ノーマライゼーション理念の浸透のためには、障害のある人ない人にかかわらず、すべての人が、社会のさまざまな分野において交流し、お互いの理解を深め、ともに協力していけるような社会環境を創りあげることが求められています。

それには、相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、身近な場所で、気軽に集まり、お互いに情報交換したり、相談し合えるような集いの場や機会を提供することが課題です。

施策の方向

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の広まりや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。

小中学校においては、福祉教育を推進するとともに、ボランティア等の体験学習の充実や学校、家庭、地域との連携のもとでの人権教育の推進に努めます。

また、障害のある人同士や、障害のある人とない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

具体的事業

①福祉教育・学習機会の拡充

事業名	事業内容	担当課
10 福祉教育の充実	市内の小・中学校で学習指導要領に基づき、福祉教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を活用してボランティア等の体験学習の充実を図ります。	学校教育課
11 人権教育の推進	障害のある人に対する十分な認識と理解を深めるため、学校、家庭、地域との連携を図りながら、人権意識の向上を図ります。	学校教育課

②学習・地域交流の促進

事業名	事業内容	担当課
12 休養ホーム事業による交流の充実	羽村市内において活動する障害者団体が行う心身の休養等を目的とした事業に対し、その運営費の一部を助成することにより、交流の機会の充実を図ります。	障害福祉課
13 青年学級の実施	自分たちで決めた活動をしながらさまざまな体験をすることや多くの仲間と触れ合うことを通じて、新しい可能性を発見し、充実した生活、自立していく力を得ることを目的に事業を推進します。	生涯学習センター ゆとろぎ
14 交流の場の提供	障害のある人もない人も、すべての市民が交流できる場づくりを、「福祉センター」や「ゆとろぎ」等の公共施設の有効利用により進めます。	関係各課
15 学習・地域交流のための生涯学習資料の市公式サイトへの掲載	自主的参加への動機づけに重要となる、きめ細かな情報提供のため、生涯学習資料（ボランティア団体等・サークルガイド、人ネットガイド、まちづくり出前講座）の内容の拡充を図り、市公式サイトへ情報を掲載します。	生涯学習総務課 地域振興課

(3) 地域ぐるみの協力体制の整備

現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活していくためには、地域の人々との支え合いが必要であり、日頃から地域の人々が障害のある人と交流し、見守り、支援していくことが大切です。

こうした地域の交流は、障害のある人をはじめ、高齢者や子どもを含めたすべての人々の地域への支え合いへと広げていく必要があります。

また、障害のある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が必要となっています。そのため、地域で福祉活動に参加できる人材を発掘、育成、支援していくことが必要であり、今後もボランティアのための学習機会の充実や、人材の確保を図ることが重要です。あわせてボランティアの支援をつなぐ、コーディネート機能の充実が求められています。

さらに、障害のある人が、日常生活の中で困ったときや手助けが必要なときに、周囲の人々に支援をお願いするための手段として作成したヘルプカードの周知と利用の促進を図ることも重要です。

また、障害のある人やその家族が運営している各種団体や各団体間のネットワークづくりを支援していくことも重要な課題です。

施策の方向

市民と行政との協働を推進するため、市民の主体的な福祉活動を支援するとともに、公的サービスとインフォーマル（非制度的）なサービス等を結びつけ、調整していくしくみの充実を図ります。

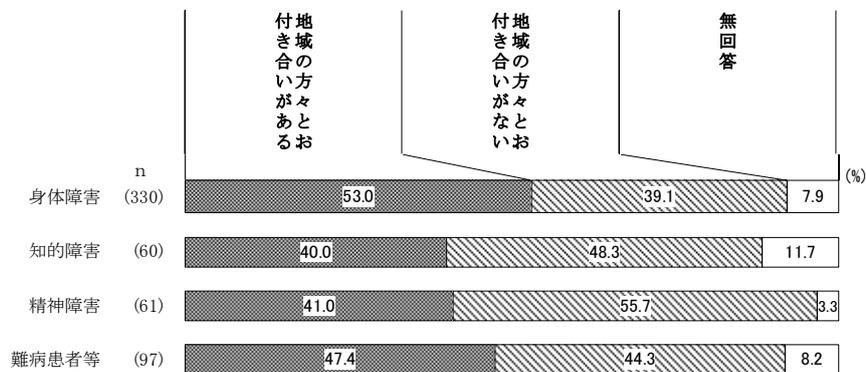
ボランティア団体等の育成を図るため、市民活動センター及び福祉ボランティアの機能の充実を図り、各種の情報提供や団体の交流の場の提供に努めます。

また、障害のある人が、日常生活の中で必要なときに支援を受けられるよう、ヘルプカードの周知と利用を促進します。

さらに、市内の障害者団体の活動への支援を行い、障害者福祉の向上を図ります。

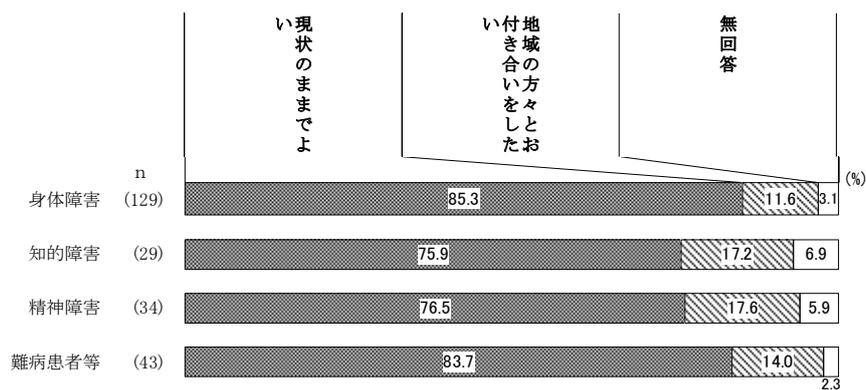
調査結果より

問 あなたは、ふだん地域の方々とお付き合いがありますか。
 (番号に○印を1つだけつけてください。)



地域の方々との付き合いについてみると、身体障害者、難病患者等では「地域の方々とお付き合いがある」が5割前後を占め、「地域の方々とお付き合いがない」より高くなっています。一方、知的障害者、精神障害者では「地域の方々とお付き合いがない」が、「地域の方々とお付き合いがある」より高くなっています。

問 あなたは、これから地域の方々とお付き合いをしていきたいですか。
 (番号に○印を1つだけをつけてください)



「地域の方々とお付き合いがない」という人に、今後の付き合いを希望するか聞いたところ、4障害とも、「現状のままでよい」が7割台半ば以上を占めています。

具体的事業

①ボランティア活動の支援

事業名	事業内容	担当課
16 市民活動センターの充実	市民活動を推進するため「市民活動センター」の機能の充実を図ります。	地域振興課
17 民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員との連携強化に努め、地域の交流を促進します。	社会福祉課
18 小地域ネットワーク活動の推進の支援	社会福祉協議会を通じて、小地域ネットワーク活動の活性化に向けて支援します。	社会福祉課
19 福祉ボランティアの機能強化に向けた支援	社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア活動の機能の強化に向けて支援します。	社会福祉課

②ヘルプカード等の活用

事業名	事業内容	担当課
20 ヘルプカードの利用促進 【新規掲載】	様々な機会・媒体を通じて、ヘルプカードの普及・啓発に努めます。	障害福祉課
21 ヘルプマーク [*] の啓発 【新規掲載】	周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる目印として、東京都が作成したヘルプマークの啓発に努めます。	障害福祉課

③福祉ネットワークの充実

事業名	事業内容	担当課
22 見守り活動の推進	障害のある人のために活動する団体を支援して、見守り活動を推進します。	障害福祉課
23 障害者団体間のネットワークづくりの支援	団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	障害福祉課

④障害者団体の育成支援

事業名	事業内容	担当課
24 障害者団体への助成	障害者団体の福祉活動の支援を目的に、その団体に対し、運営費の一部を助成します。	障害福祉課

基本目標2 安心してサービスを 利用できるしくみづくり

(1) 情報提供のしくみの充実

現状と課題

障害のある人にとって、必要な情報が必要な時に容易にかつ的確に得られることは、それぞれが必要とする支援やサービスを利用していく上での第一歩となるものであり、社会参加を促進していく上でも不可欠となるものです。

サービス利用に関する情報については、自分に最もふさわしいサービスを選択できるよう、サービスそのものの情報、サービス事業者の評価に関する情報等、さまざまな情報が得られるようにしていくことが重要です。

情報提供にあたっては、どのような障害があっても利用しやすいように障害の特性や提供手段に配慮をする必要があります。

特に、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等、情報の収集、利用の面で制約を受けている人に十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、インターネット等による情報提供手段の普及によって、障害のある人も必要な情報を容易に入手できる環境が整いつつあります。こうした情報提供の手段を活用できるよう環境の整備や支援をしていくことが重要な課題です。

施策の方向

障害のある人が社会生活や人間関係を円滑に進めるためには、情報の共有化や正確な情報の提供等による相互理解が重要です。そのため、手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実を図るとともに情報のバリアフリー化を推進します。

情報提供体制については、情報を必要とする障害のある人に適確に届く情報提供を行うためにはどうすればよいのかという視点から、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に内容の充実を図ります。

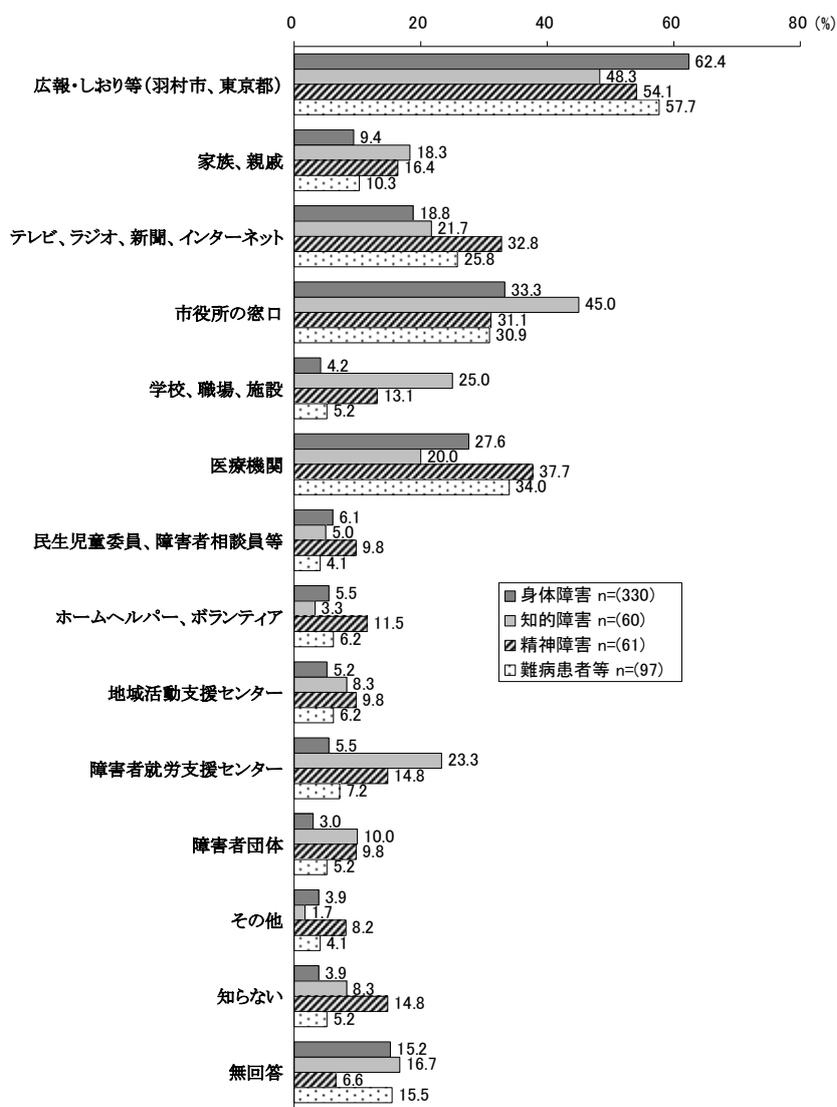
また、「情報バリアフリー」に配慮し、音声読みなど、視覚障害のある人等にとって利用しやすい市公式サイトとなるよう、技術変化に対応した提供方法の充実に取り組むとともに、点訳図書、音声図書など図書館のサービスの一層の充実を図ります。

さらに、聴覚障害及び言語障害のある人のためには、市が実施する説明会、講演会等について、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記者の育成を支援します。

調査結果より

問 あなたは、障害福祉サービスなどの情報をどこから知りたいですか。

(あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



障害福祉サービス等の情報の入手先としては、4障害いずれも「広報、しおり等（羽村市、東京都）」が最も高くなっています。

また、知的障害者では「市役所の窓口」が45.0%と高くなっているほか、精神障害者、難病患者等では「医療機関」が3割台半ば前後を占めています。

具体的事業

①情報提供等の充実

事業名	事業内容	担当課
25 「広報はむら」の充実	障害者福祉のため正確な情報をより早くよりわかりやすく提供します。 お知らせ記事だけではなく、市の障害者福祉施策全般に関する特集記事を政策広報として制作します。	広報広聴課 障害福祉課
26 「ふれあい福祉のしおり」の作成・配布	市の福祉サービス事業を掲載した「ふれあい福祉のしおり」を改訂し、インターネットの活用が困難な障害のある人への効果的な情報提供を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
27 インターネットによる情報提供	インターネットを通じて、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介を行う等、市公式サイトや携帯電話情報サイトの充実により情報提供を促進します。 スマートフォンへの対応や動画を使った情報提供などを進めます。	広報広聴課 障害福祉課
28 第三者評価情報の提供	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進し、その評価結果を窓口等で提供するように努め、サービス利用者の主体的な選択を支援します。	障害福祉課

②情報のバリアフリー化の推進

事業名	事業内容	担当課
29 [*] アクセシビリティに配慮したウェブサイトの作成	障害のある人等に配慮しただれもが使いやすく、アクセスしやすいウェブサイトの作成に努めます。 また、弱視、色弱な方に対して、音声読み上げ、文字拡大、色変更等が容易にできるアクセシビリティ支援ソフトを導入していますが、さらに情報のバリアフリー化を進めます。 さらに、利用者の環境に左右されずに作動する閲覧支援システムの検討・導入を図ります。	広報広聴課
30 障害のある人に配慮した「テレビはむら」の制作	聴覚障害及び言語障害のある人が番組の内容を理解できるよう、これまで以上に正確に雰囲気伝える字幕（テロップ）を導入します。	広報広聴課
31 「声の広報」の制作、配布	視覚障害のある人等に対し、広報はむらの内容を朗読した「声の広報」を制作し、配布します。	広報広聴課
32 [*] 日常生活用具給付事業	障害のある人に対し、日常生活用具（情報通信装置（ファクシミリ）・活字文書読上げ装置・点字図書等）を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
33 手話通訳者等の派遣	病院や公共機関等を利用する時や行事に参加する場合等に手話通訳者等を派遣し、聴覚障害のある人等のコミュニケーションを支援します。	障害福祉課
34 音声コード付パンフレットの作成	視覚障害のある人のための音声コード付パンフレットの作成について検討します。	障害福祉課
35 パソコン講習会等の開催	パソコンの基本操作や技術を習得することによって、インターネット等を通じた情報の取得や発信等ができるよう、障害のある人のためのパソコン講習会等を実施します。	障害福祉課
36 障害者用図書等の充実	録音図書（カセットテープ、 [*] デージー図書）、点字図書、大活字本の収集に努めます。また、ボランティアの協力を得ながら、対面朗読、宅配サービスの充実に努めます。	図書館

(2) 相談体制の充実

現状と課題

障害のある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。特に、障害のある人やその家族が日常のさまざまな悩みや不安について気軽に相談のできる体制を充実していくことが重要です。

現在、市内の障害のある人は増加傾向にあり、発達障害や高次脳機能障害等、さまざまな障害のある人への支援が求められています。

また、障害者総合支援法により、難病患者が障害者の範囲に含まれるようになったことから、それぞれの障害に応じた適切な対応のできる相談体制を充実することが重要です。

さらに、重度障害者等に限定されていたサービス等利用計画作成の対象者が、すべての障害福祉サービス利用者に拡大されたことから、計画相談支援体制の整備を図ることも必要です。

施策の方向

障害のある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために気軽に利用できるよう、地域活動支援センター等での相談体制を充実させるため、相談支援専門員を配置するとともに、相談員の知識と能力の向上を図ります。

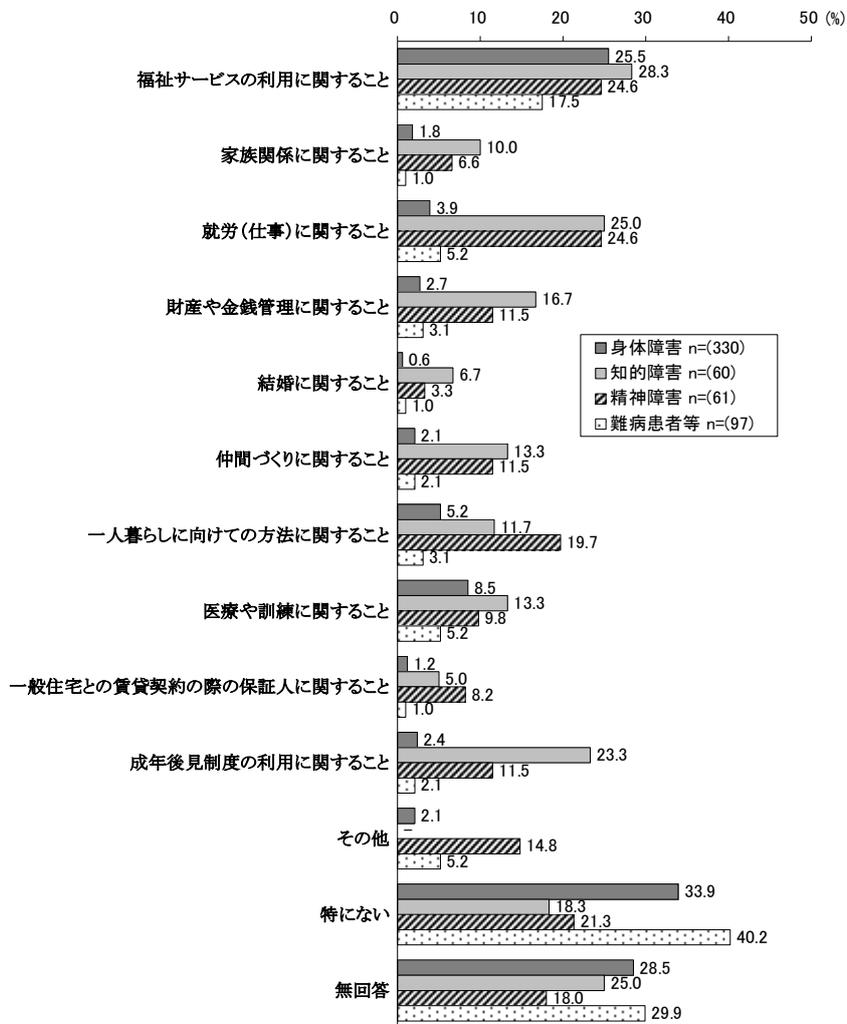
また、計画相談支援の周知と利用促進を図るとともに、ケアマネジメントに係る人材の育成と確保を図ります。

さらに、障害のある人やその家族によるピアカウンセリング事業を充実していきます。

調査結果より

問 あなたは、市内の相談機関に相談したいことはありますか。

(あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



市内の相談機関に相談したいこととしては、4 障害いずれも「福祉サービスの利用に関すること」が最も高くなっています。

また、知的障害者、精神障害者では「就労（仕事）に関すること」が、いずれも2割台半ばと高くなっているほか、知的障害者では「成年後見制度の利用に関すること」についても23.3%と高くなっています。

具体的事業

①各種相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
37 相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。	障害福祉課
38 サービス等利用計画	障害福祉サービス等の利用申請をした人に対して、サービス等利用計画の作成、サービス利用の斡旋・調整、モニタリングを行います。	障害福祉課
39 相談業務間の連携の強化	地域活動支援センター等の各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、効果的な相談・援助活動を行います。	障害福祉課
40 ピアカウンセリングによる支援	障害のある人や関係者がその経験や知識を活かして、きめ細かい相談にのれるよう、障害のある人や関係者等によるピアカウンセリングを促進します。	障害福祉課
41 [*] 身体障害者及び知的障害者相談員の活用	障害のある人に対する福祉施策のより一層の充実を図るため、障害のある人やその家族の相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	障害福祉課

②計画相談支援体制の確保

事業名	事業内容	担当課
42 指定特定相談支援事業者の指定【新規掲載】	サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を実施するとともに、事業者の参入を促進します。	障害福祉課
43 相談支援専門員の確保【新規掲載】	指定特定相談支援事業者の参入を促すことにより、市内の相談支援専門員を確保するとともに、相談支援専門員の資格を得るための研修について、円滑に受講できるように東京都に働きかけるなどの支援をします。	障害福祉課

(3) サービスの質の向上

現状と課題

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、利用者と事業者との契約によって利用・提供され、事業者には契約にあたっての重要事項説明、サービス提供計画の内容提示、サービス情報の提供が義務として課せられています。

障害のある人が、障害の種別や程度にあった、適切なサービスが受けられるよう、法令上の基準の遵守について事業者への周知を行い、サービスの質の向上を図ることが必要です。

また、事業者に対し、利用者との間で苦情が生じたときのために、事業者の苦情解決の責務を明確化する等といった苦情解決のしくみの整備が課題です。

さらに、利用者が良質な事業者を選べるよう、事業者に対し第三者評価制度の受審を働きかけることが必要です。

施策の方向

障害のある人が、障害の種別や程度にあった適切なサービスが受けられるよう、事業者のサービスの質の向上を図ります。

また、事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、第三者委員の設置や東京都社会福祉協議会に設置されている^{*}運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。

さらに、利用者が良質な事業者を選択できるよう第三者評価機関への積極的な受審を促進します。

具体的事業

①事業者の質の向上

事業名	事業内容	担当課
44 苦情解決のし くみの充実	サービス提供事業者に苦情に適切に対応できるよう第三者委員の設置を促すとともに、苦情の解決が困難な場合は、東京都社会福祉協議会の運営適正化委員会の活用を図ります。	障害福祉課
45 東京都との連 携	障害者福祉施設等の許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、立ち入り調査の要請や合同実施等を働きかけます。	障害福祉課
46 第三者評価制 度の受審の促進	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進するとともに、結果の公表によりサービス利用者の主体的な選択を支援します。	障害福祉課
47 指導検査の実 施 【新規掲載】	東京都が実施する指導検査に同行するなど、必要な知識等の習得に努め、市単独での指導検査が実施できるよう取り組みます。	障害福祉課

(4) 人材の育成

現状と課題

障害のある人が、障害の種別や程度に応じた、自分に最もふさわしい福祉サービスが受けられるようにするためには、福祉サービスの担い手である福祉関係職員の確保とその資質の向上が課題です。

そのためには、各種研修への参加を図り、行政の職員やサービスを提供する民間の福祉専門職員を含む、すべての関係者が障害者福祉に対する理解を深め、障害のある人一人ひとりの日常生活を支えるための、知識や具体的な技術を身につけられるよう支援していくことが課題です。

施策の方向

障害のある人が、それぞれのニーズに合った福祉サービスを受けられるよう、^{*}介護福祉士やホームヘルパー等福祉専門職の研修制度の充実を東京都に働きかけます。

また、社会福祉協議会等とも連携し、地域福祉サービスの担い手になる人材の育成・確保に努めていきます。

具体的事業

①専門職員等の資質の向上

事業名	事業内容	担当課
48 手話通訳者等の研修会の支援	障害のある人に対する理解を深め、地域の中でサポートできるボランティアを養成するため手話、要約筆記、音訳（朗読）等、講習会の開催を支援します。	障害福祉課
49 相談支援専門員研修等の情報提供	東京都が実施する「相談支援従事者初任者研修」や「相談支援従事者現任研修」等の研修情報の提供を行います。	障害福祉課
50 福祉関係職員の研修の支援	職員が施設等において適切な支援・指導が行えるよう、東京都や東京都社会福祉協議会が開催する研修等に参加するよう働きかけます。	障害福祉課

基本目標3 自立を支援する基盤づくり

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が、地域で自立して、安心して生活していくためには、各種の在宅福祉サービスを有効に活用していくことが重要です。

現在、市では、日常生活を営むために支援を必要とする障害のある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も障害福祉計画に基づいた、各種在宅福祉サービスの充実を図っていくことが課題です。

施策の方向

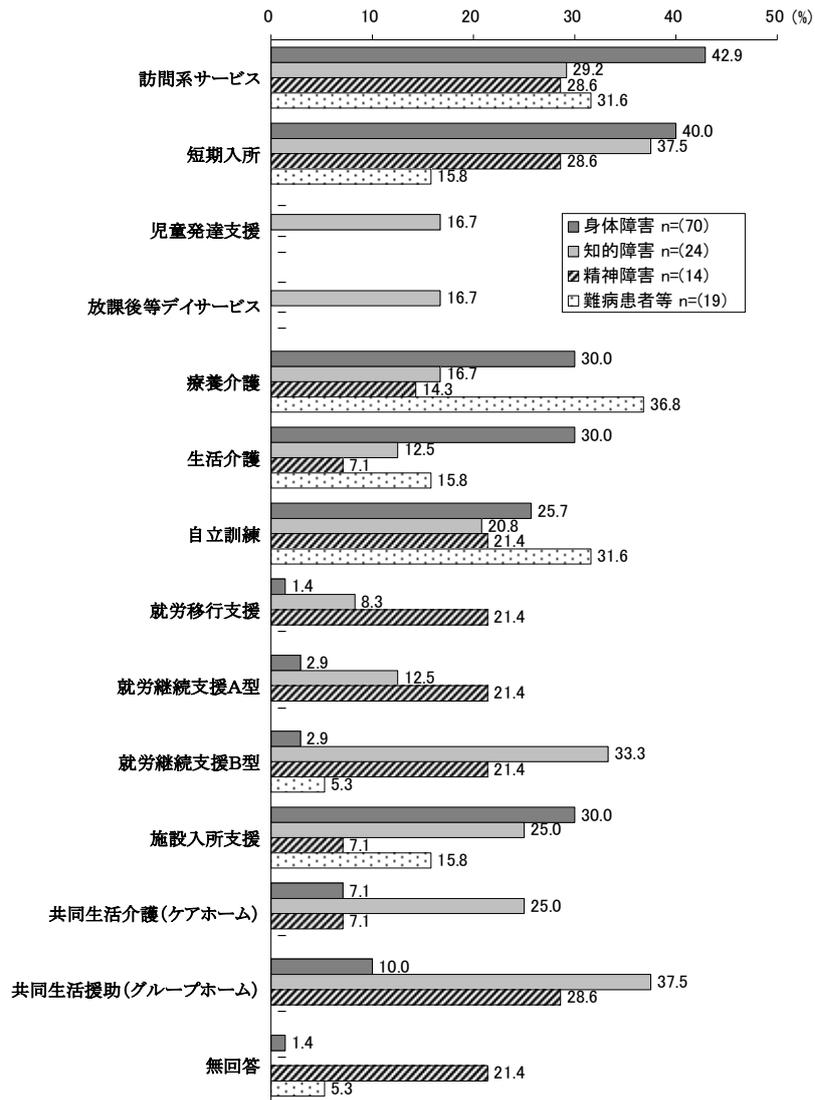
障害のある人の社会活動への参加を促進するため、障害福祉計画に基づき、居宅介護や^{*}ショートステイ等のサービスを柱として、訪問入浴サービス等各種在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、障害のある人の所得保障は、障害年金や国・都の手当制度が基本です。障害のある人の経済的自立とその家庭の生活の安定を図るため、国や都の所得保障制度の動向等を踏まえながら、市独自の各種手当や助成金の支給等経済的支援に努めます。

調査結果より

問 障害者総合支援法における個別給付のサービスは、サービスの一覧の1から13までとなります。あなたが、将来、利用したいサービスはありますか。「1 ある」に○印をつけた方は、利用したいサービスの番号をすべて記入してください。

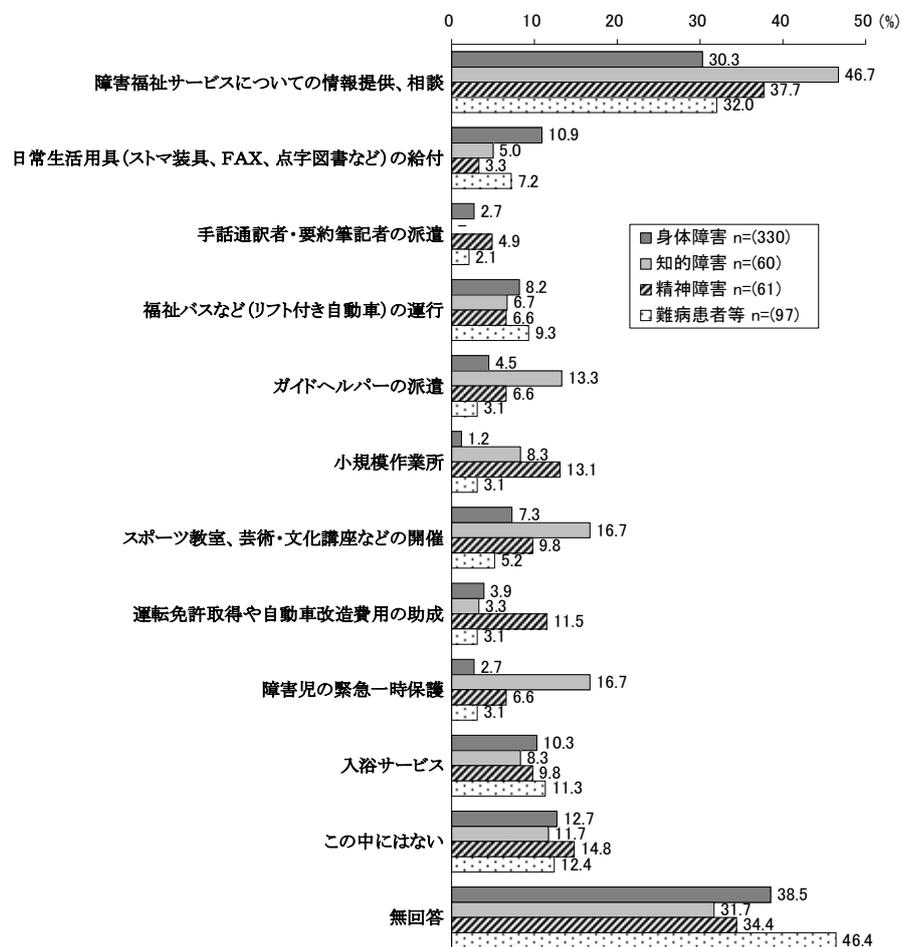
■利用したい サービス



身体障害者では、「訪問系サービス」「短期入所」が、いずれも4割を超えて高くなっています。

問 日常生活を営む上で必要とする支援は、次の中にありますか。

(あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



日常生活を営む上で必要とする支援としては、4 障害いずれも「障害福祉サービスについての情報提供、相談」が最も高くなっています。

具体的事業

①在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
51 訪問系サービスの提供	在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの基盤整備を進めます。	障害福祉課
52 介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス等、在宅でも安心して生活できるような、介護サービスを提供します。（生活介護、療養介護、短期入所等）	障害福祉課
53 補装具費の支給	身体障害のある人の機能障害を補う補装具を交付・修理し、自立の促進を図ります。	障害福祉課
54 意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等に、手話通訳等の方法により、障害のある人等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
(32) 日常生活用具給付事業（再掲）	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
55 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。	障害福祉課
56 日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課
57 訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	障害福祉課
58 介護給付費等の支給に関する審査会の運営	障害のある人が公平な福祉サービスを利用するために、障害のある人の心身の状態を総合的に表し、サービスの種類や量を決定する際に用いる「障害支援区分」の判定を行う「審査会」を運営します。	障害福祉課

②経済的支援

事業名	事業内容	担当課
59 地域生活支援事業	地域生活支援事業の経済的支援事業として、「自動車運転免許取得費助成事業」、「自動車改造費助成事業」、「成年後見制度利用支援事業」を実施します。 対象者、助成額等は、事業によって異なります。	障害福祉課
60 障害基礎年金	病気やけがが原因で障害になった人に対し、所得保障を行い、生活の安定を図るものです。 障害福祉課と連携し、受給に向けた支援を行います。	市民課 障害福祉課
61 各種手当の支給	障害のある人（子ども）及び養育者等への手当として、「心身障害者福祉手当」、「難病患者福祉手当」、「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「児童育成手当」、「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を支給します。 対象者、支給要件、支給金額等は、制度によって異なります。 各制度について周知に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
62 各種サービス助成等	障害のある人（子ども）及び保護者に対し、「自動車ガソリン費用」、「タクシー費用」、「理容等サービス費用」、「機能回復施術費用」、「水道・下水道使用料」、「交通災害共済加入費」、「心身障害児施設通園費」を助成します。 対象者、助成要件、助成額等は、制度によって異なります。 各制度について周知に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
63 おむつの給付	障害のある人の衛生の確保及び介護者の負担の軽減を図るため、定期的に紙おむつ等を給付します。	障害福祉課
64 住宅設備改善費助成	在宅の身体障害のある人に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に応じて助成します。	障害福祉課
65 その他割引サービス等	「有料道路の割引」、「JR等運賃の割引」、「タクシー運賃の割引」、「航空運賃の割引」、「NHK受信料の減免」、「都営交通無料乗車券の発行」、「民営バス乗車割引」、「心身障害者扶養共済制度」等 対象者、割引内容等は、制度によって異なります。 各実施機関と連携し、制度の周知に努めます。	障害福祉課
66 生活福祉資金貸付事業	東京都社会福祉協議会が実施する、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金等の貸付を行う事業について周知に努めます。	関係各課

(2) 日中活動の充実

現状と課題

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、障害のある人自身が必要な支援を受けながら、さまざまな機会を利用して積極的に自立に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、障害のある人の自立のための訓練、充実した余暇の機会や就労の準備等のさまざまな活動の場を、その人のニーズに合わせて選択できるように整備することが課題です。

また、障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、日中活動を支援するためのさまざまな施設の整備支援や広域的利用の促進が必要です。

施策の方向

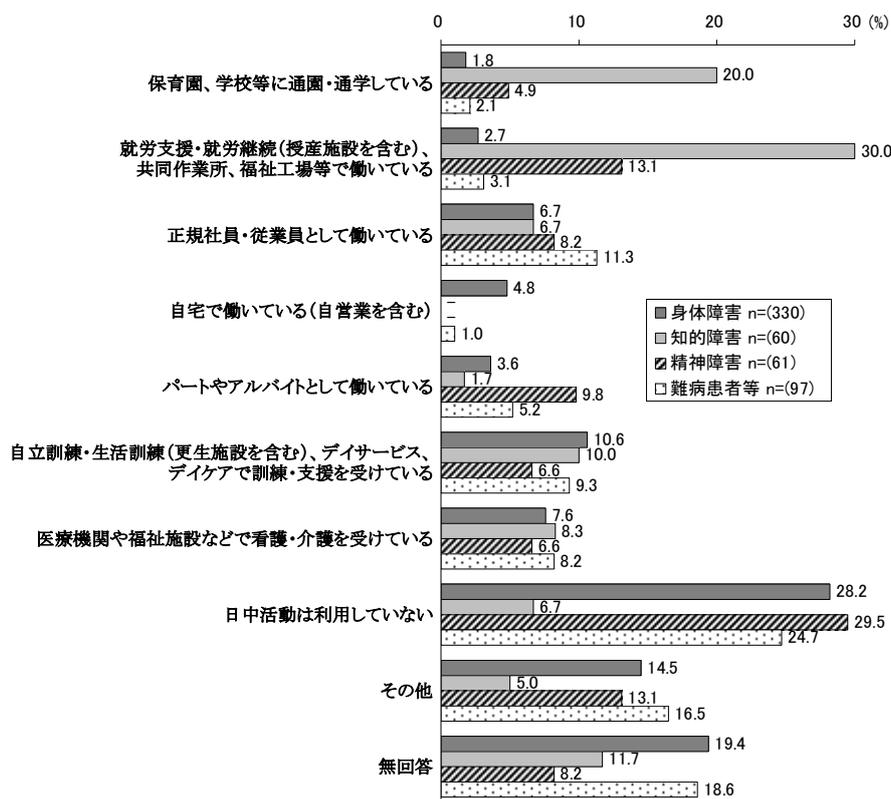
障害のある人が、自立に向けた訓練や活動に取り組むことができるよう、日中活動の場の充実を図るとともに、気軽に外出できるよう、移動手段の確保に努めます。

また、市内の社会福祉法人を支援し就労継続支援事業や就労移行支援事業の定員の拡大を図るとともに、羽村市福祉センター内において、障害者総合支援法に基づく生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業を実施します。

調査結果より

問 あなたは日中、主にどのように過ごしていますか。

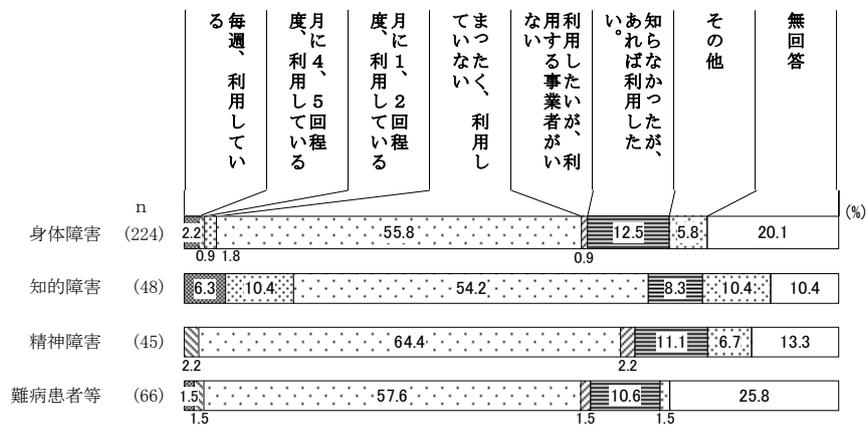
(一週間に1日または2日程度の活動でも、自分が主に活動していると感じているものをおうかがいします。)(番号に○印を1つだけつけてください。)



日中の過ごし方をみると、知的障害者では「就労支援・就労継続(授産施設を含む)、共同作業所、福祉工場等で働いている」が30.0%と高くなっています。一方、身体障害者、精神障害者、難病患者等では「日中活動は利用していない」が、いずれも2割を超えて高くなっています。

問 移動や外出にかかわるサービスをどのくらい利用していますか。

(番号に○印を1つだけつけてください。)



移動や外出にかかわるサービスの利用頻度については、4障害とも「まったく、利用していない」が5割を超えています。

知的障害者では、「月に1、2回程度、利用している」が10.4%と、他の障害より高くなっています。

具体的事業

①活動の場の充実

事業名	事業内容	担当課
(52) 介護給付の提供（再掲）	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス等、日中も安心して生活できるような介護サービスを提供します。（生活介護、療養介護）	障害福祉課
67 訓練等給付の提供	身体機能や生活能力向上のための訓練や、一般企業等への就労に必要な訓練、また、一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等、さまざまな訓練の機会を提供します。（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	障害福祉課
68 生活介護事業「さくら」の運営	重度の障害のある人に対して、常時介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、身体機能や生活能力の維持に必要な作業的訓練や生活訓練等を提供し、障害のある人が安定した生活を営むことを促進します。	障害福祉課
69 就労継続支援 B 型事業「いちょう」の運営	福祉的就労の機会を通じ、生産活動を行っていくために必要な訓練等を提供し、障害のある人の自立生活と社会経済活動への参加を促進します。	障害福祉課
70 地域活動支援センター I 型事業「あおば」の運営	創作的活動の機会の提供や社会との交流を促進する機会を通じ、身体機能や生活能力の維持・向上に必要な訓練等を提供し、障害のある人の日常生活と社会的な自立を促進します。	障害福祉課
71 日中一時支援事業「青い鳥」の運営	障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
72 地域活動支援センター I 型事業「ハッピーウイング」の運営	精神障害のある人の社会復帰と自立を目的として、創作的活動の機会、レクリエーション等社会との交流の機会等を福生市と共同で提供します。	障害福祉課

②移動手段の充実

事業名	事業内容	担当課
73 コミュニティバス「はむらん」の運行	障害のある人等への移動手段の確保や市内の交通不便地域の改善等として運行の充実を図ります。 コミュニティバスはむらん運営推進懇談会や利用者の意見を聴きながら、必要性に応じてダイヤ改正等、運行の充実を図ります。	防災安全課
74 ふれあいキャリーへの支援	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の外出の機会を確保するため、社会福祉協議会が実施している*福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）の支援を行います。	障害福祉課
75 送迎バスサービスの実施	福祉センターで実施する事業への通所を容易にするため送迎バスサービスを実施します。	障害福祉課
(55) 移動支援事業（再掲）	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。	障害福祉課
76 自動車ガソリン費用助成	障害のある人が日常生活のために使用する自動車の運行に要するガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
77 タクシー費用助成	電車・バス等の交通機関を利用することが困難な障害のある人が、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成します。	障害福祉課

③日中活動を支援する施設の整備・促進

事業名	事業内容	担当課
78 民間施設の整備助成	市内の社会福祉法人が、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業または就労継続支援事業を行う施設を整備する場合、建設費の一部を助成します。	障害福祉課
79 民間施設の整備支援	市内に障害のある人の日中活動の場等を整備する事業者に対して、相談に応じるとともに広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。	障害福祉課

(3) 暮らしの場の確保

現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

そのために、公営住宅等の優先入居枠の確保や、入居要件の緩和等、住まいを確保するための施策を充実させることが必要です。

また、戸建住宅については住宅改造の支援や新築・改築の際の融資条件等の緩和、拡充をしていくことが必要です。

さらに、障害のある人が住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、グループホームの整備を推進することが重要な課題です。

施策の方向

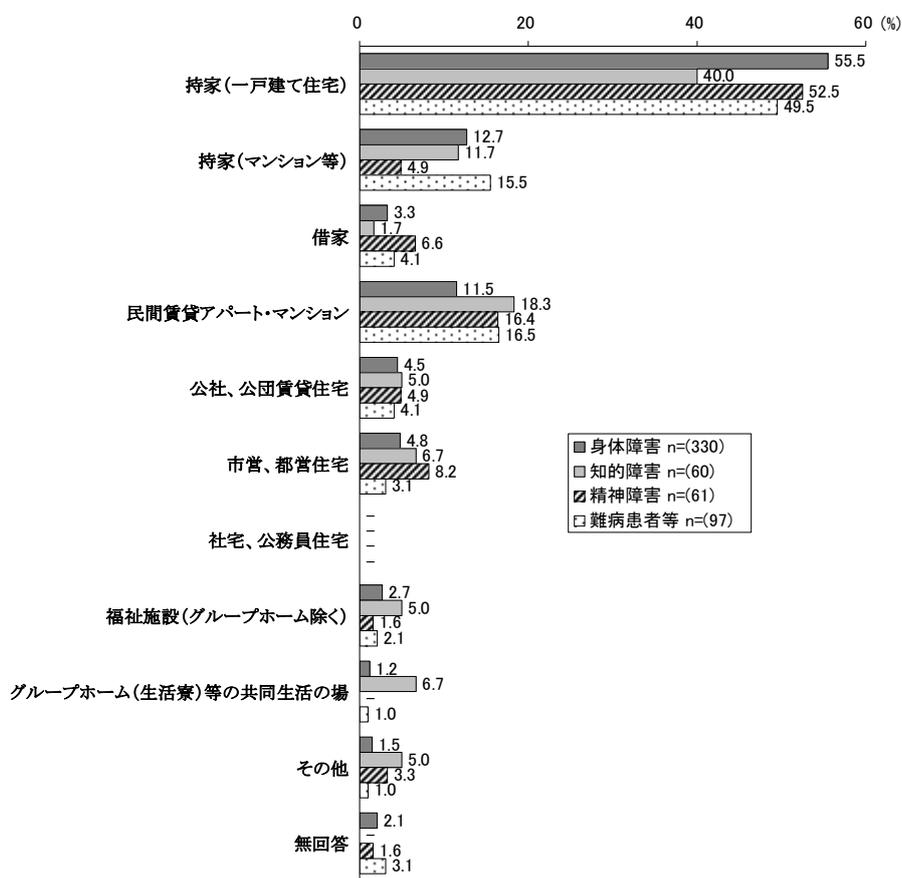
障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、障害者向け公営住宅確保の要請、住宅資金融資制度の提供や住宅改善費の助成等を行います。

また、障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、民間事業者によるグループホームの整備について、情報提供や相談など必要な支援を行います。

調査結果より

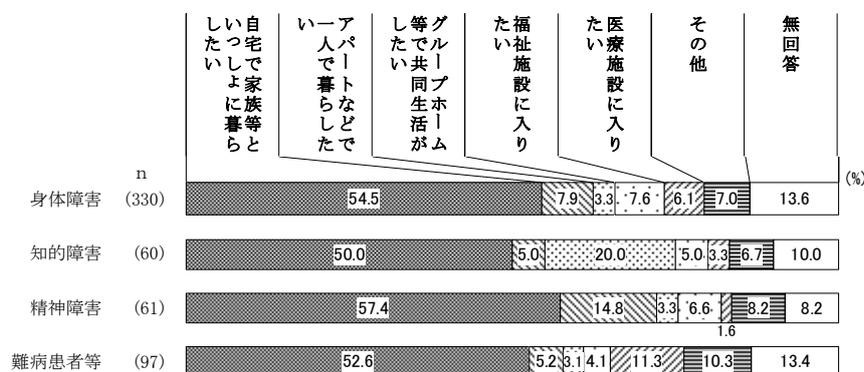
問 あなたのお住まいは、次のどれにあてはまりますか。

(番号に○印を1つだけつけてください。)



問 あなたは、将来、どのような住まい方(住み方)を望みますか。

(番号に○印を1つだけつけてください。)



4 障害いずれも、「持家(一戸建て住宅)」が最も高く、将来も「自宅で家族等と一緒に暮らしたい」という人が5割を超えています。ただし、知的障害者では、将来「グループホーム等で共同生活がしたい」が20.0%となっています。

具体的事業

①障害のある人に配慮した居住の場の確保

事業名	事業内容	担当課
(64) 住宅設備改善費助成（再掲）	在宅の身体障害のある人に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に応じて助成します。	障害福祉課
80 障害のある人等に配慮した市営住宅の改修整備	障害のある人や高齢者が住みやすい市営住宅にするため、既存住宅の共用部のバリアフリー化と各戸の手すり等の設置を進めていきます。	建築課
81 住宅資金融資制度の提供	市民の生活向上及び福祉の増進を図る目的で、市内において自ら居住する住宅を新築、又は購入、増改築する際に受けた融資に対し利子を補給します。	建築課
82 障害者向け公営住宅確保の要請	都営住宅について、障害のある人に配慮した設備改善の促進を要請していきます。また、建替えに際しては、障害のある人の居住に配慮した住宅の整備や優先入居枠について要請します。	建築課

②暮らしを支援する施設の整備・促進

事業名	事業内容	担当課
83 居住支援サービスの充実	日常生活上の支援を含めた居住支援が提供され、地域生活への移行が促進されるよう、グループホームなどの居住支援サービスの充実を図ります。	障害福祉課
84 民間施設の整備支援	社会福祉法人等が、市内に障害のある人の住まいの場等、居住支援事業を行う施設整備をする場合、東京都の建設助成等の活用支援を行います。	障害福祉課

(4) 障害のある人の視点に立った行政サービスの充実

現状と課題

障害のある人に対する各種施策を効果的に推進していくためには、その内容や進め方が、障害のある人それぞれのニーズや状況に合ったものであることが重要です。

こうしたことから、市の関係施策について、障害のある人の視点に立って、必要に応じて検討を加えていくことが重要です。

また、障害のある人に対しては、その障害の種類や程度に、最も適切な対応ができるよう、職員の窓口での対応、書類手続きへの支援、説明方法の工夫等、さまざまな合理的配慮をしていくことが重要です。

施策の方向

各種障害者施策の展開にあたっては、障害のある人の視点から、常に検討を加えていきます。

また、障害のある人一人ひとりに寄り添って対応できるよう、障害や障害のある人に対する職員の意識と知識の向上を図ります。

さらに、市役所の窓口対応については、障害特性に配慮した工夫により、利用しやすい対応に努めます。

具体的事業

①行政サービスにおける配慮の推進

事業名	事業内容	担当課
85 窓口対応方法の工夫 【新規掲載】	窓口対応については、職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握し、手話や筆談、機械での対応等、さまざまな工夫により障害特性に配慮した対応に努めます。	関係各課
86 通訳者の設置 【新規掲載】	各種行政手続き等について、円滑に行うことができるよう、手話通訳者及び外国語通訳者（英語、スペイン語）を設置します。	広報広聴課
87 選挙における配慮 【新規掲載】	移動が困難な障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 また、投票用紙の記入に不自由している障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施に努めます。	選挙管理委員会事務局

基本目標4 育ち、働き、社会参加 することのできる環境づくり

(1) 健康づくり

現状と課題

疾病を早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減する支援体制を充実することが求められています。

そのためには、乳幼児の健康診査を実施し、障害の早期発見、早期対応を図り、発達支援について一層の充実を図ることや保健・医療・保育等、関係機関の密接な連携の下に、障害に対する相談、通園・通所、さらに教育へと継続的な取り組みが行われるよう、療育支援等の内容を充実させていくことが課題です。

生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査を実施し、疾病を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・リハビリテーション^{*}につなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージや性別に応じた健康診査や健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していく必要があります。

また、障害のある人が身近な地域で必要な医療サービスや医学的リハビリテーションを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉サービス提供体制を充実させることが重要です。

施策の方向

障害の早期発見のため、保健センター、医療機関、保育所等と緊密な連携を図り、療育から健康づくりに至る支援体制の整備を図ります。

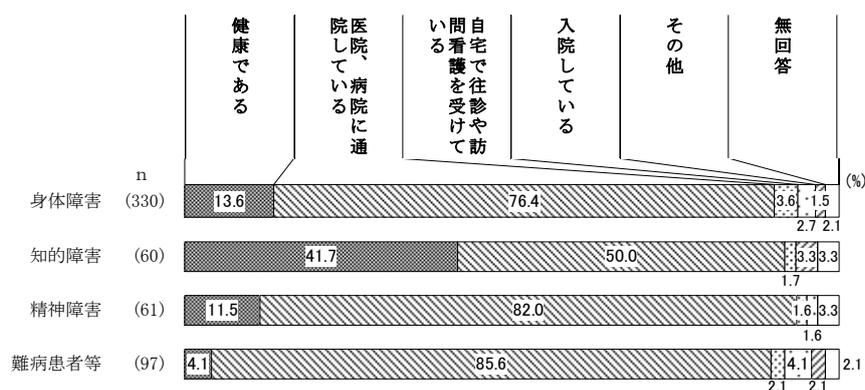
子どもの発育や発達に不安のある保護者に対し、メンタルケアも含めた支援に努めます。

また、障害のある人の健康への不安や健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供する等、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促します。

さらに、その障害に応じたリハビリテーションを受けられるよう医療機関や介護保険施設等とも連携し、リハビリテーションの提供を図ります。

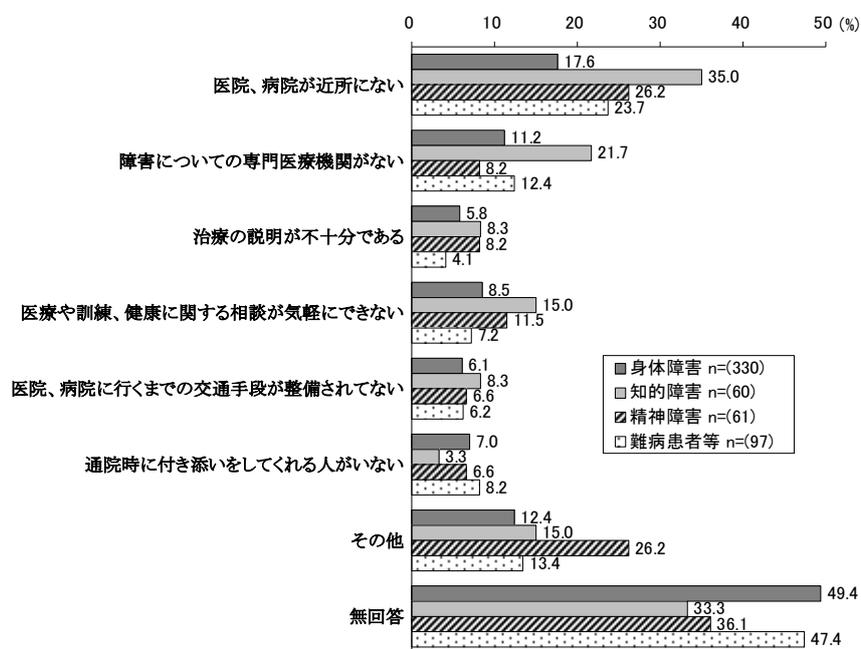
調査結果より

問 あなたの現在の健康状態はいかがですか。（番号に○印を1つだけつけてください。）



健康状態についてみると、精神障害者、難病患者等では「入院、病院に通院している」がいずれも8割を超えているほか、身体障害者でも7割を上回っています。一方、知的障害者では「健康である」が41.7%と、他の障害よりも高くなっています。

問 あなたは、医院、病院を利用したり、自宅で治療を受けたりするときに、何か困ったことがありますか。（あてはまるすべての番号に○印をつけてください。）



知的障害者では、「医院、病院が近所がない」が35.0%と高くなっているほか、精神障害者、難病患者等でも2割を超えています。なお、身体障害者では「医院、病院が近所がない」が17.6%と、他の項目よりやや低くなっています。

具体的事業

①療育環境の充実

事業名	事業内容	担当課
(52) 介護給付の提供（再掲）	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスや障害のある子どもが通える施設等、日中も安心して生活できるような介護サービスを提供します。	障害福祉課
(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）	障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
88 トイ・ライブラリー事業の実施	障害のある児童の機能訓練及び発達を促進するために、おもちゃを通じた遊びの指導、おもちゃの貸出し等を行います。	障害福祉課
89 関係機関との連携体制の充実	各種乳幼児健康診査等で発育や発達に不安のある保護者に対し、適切な支援が図れるよう、保健センター、療育機関、保育園等、関係機関と連携して支援に努めます。	健康課 関係各課
90 乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障害等の早期発見と保護者への適切な指導を行うため、3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査の充実に努めます。	健康課
91 精密健康診査の実施	乳幼児健康診査において、さらに詳しい検査が必要と医師等が判断した際に、専門医療機関において検査を受けることができるよう精密健康診査票を発行し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康課
92 経過観察健康診査・発達健康診査の実施	3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査等で、発育等の経過を診ていく必要があると診断された場合や保護者が子どもの発育・発達面の心配がある場合、小児専門医による個別相談を実施します。また、必要に応じて、専門医療機関の紹介を行います。	健康課

②心と体の健康づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
93 関係機関等との連携の推進	発達障害、高次脳機能障害の状態に応じた支援を行うため、東京都の発達障害者支援センターや東京都心身障害者福祉センターとの連携を強化し、支援の推進に努めます。	障害福祉課
94 保健サービスの充実	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査の実施や健康相談体制の充実を図るとともに、生活習慣病予防のための健康づくりに取り組みます。	健康課
95 こころの健康相談	こころの問題を抱えた本人や家族からの相談に応じ、継続的に面接や訪問等を行うほか、必要な場合は、医療機関や福祉サービスにつなげます。	健康課
96 保育所入所児童の健康管理	保育所入所児童の心身を健やかに育むため、園医、保健センター、療育機関、臨床心理士等専門機関との連携の強化を図り健康管理に努めます。	保育課
97 小中学校児童・生徒の健康診断	小中学校児童・生徒の健康の保持促進のため、定期的に健康診断を行い、その結果に基づき疾病の予防措置や治療を指示する等、健康管理に努めます。	学校教育課

③医療・リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	担当課
98 地域リハビリテーションの推進	地域で継続的にリハビリテーションサービスを提供できるように医療機関や介護保険施設との連携を図り支援します。	障害福祉課
99 各種医療費の助成	医療費の助成として、「心身障害者医療費助成」、「自立支援医療費（精神通院医療、更生医療、育成医療）」、「難病医療費等助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成」、「ひとり親家庭等医療費助成」を実施します。 対象者、助成要件、助成額等は制度によって異なります。 各制度について周知に努めます。	障害福祉課 子育て支援課

(2) 幼児保育・低学年児童養育対策の充実

現状と課題

障害のある子どもが、将来、社会的に自立して生活できるよう、幼児保育の充実が求められています。

障害のある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障害の種別や程度に応じた保育を行っていくことが必要であり、特に、障害のある子どもと保護者の希望に応じて、良質かつ適切な保育を受けられるように配慮していくことが重要です。

そのためには、保育園における障害児保育を充実させる等、受入れ体制を拡充することが課題です。

さらに、低学年児童に対する集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の場の充実を図ることが重要です。

施策の方向

障害のある子どもの社会性や個性を伸ばし、社会的に自立できるよう、幼児保育を充実させるためには、保育職員の資質の向上に努めるとともに、障害のある子どもとない子どもがお互いの理解を深めながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。

障害のある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を考慮しながら、障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、障害のある子どもを一時的に預かって見守る日中一時支援等、あるいは、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

具体的事業

①障害児保育の充実

事業名	事業内容	担当課
(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）	障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
100 統合保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通して、お互いの理解を深めながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	保育課
101 保育職員の資質の向上	統合保育等障害児保育の質の向上を図るため、先進事例の調査・研究や、専門機関が行う研修への参加等により、専門的知識の理解を深めるとともに、情報の共有化を図ります。	保育課
102 ちょこっと相談の実施 【新規掲載】	臨床心理士が各児童館に出向き、育児などの相談に応じます。	子育て支援課
103 児童発達支援事業の充実 【新規掲載】	障害のある幼児に日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供する事業者の参入を促進します。	障害福祉課
104 保育所等訪問支援事業 【新規掲載】	障害のある幼児が利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を提供する事業者の参入を促進します。	障害福祉課

②低学年児童養育対策の推進

事業名	事業内容	担当課
(56) 日中一時支援事業（再掲）	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある児童の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	障害福祉課
(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）	障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
105 中等度難聴児発達支援事業の実施 【新規掲載】	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の使用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課

(3) 学校教育の充実

現状と課題

障害のある子どもに対する教育については、自立や社会参加に向けて、地域とともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善したり克服したりしていくことも必要です。

そのために障害のある児童生徒が、他の児童生徒と一緒に授業に参加しているという意識が持てるように、個別の教育支援計画に基づき、特別の教育課程を組み、教育内容や方法などに工夫しながら、指導の充実に努めていくとともに、乳幼児期から卒業後までの一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うことが大切です。

国の第3次障害者基本計画では「^{*}インクルーシブ教育システムの構想」が基本的方向として掲げられ、合理的配慮等必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求することが盛り込まれています。

施策の方向

本人及び保護者の希望を尊重した上で、個別の教育支援計画の作成及び活用が進むよう、啓発活動に取り組み、かつ個々の事例に対する指導・助言に努めます。

また、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない効果的な支援を提供できるよう、支援に関する情報の共有化を図ります。

特別支援学級や通級指導学級の担当者、通常学級の担任、補助教員など、教職員全体が障害のある子ども及び障害児教育に対する理解を深め、障害特性に配慮した教育を推進し、支援体制の充実に努めます。

また、インクルーシブ教育の視点に立って、学校の改築等の際には、バリアフリー化の推進を図るとともに、特別支援学級と通常学級の子どもが自然に交流できるよう、教室の配置等に配慮していきます。

具体的事業

①相談・指導の充実

事業名	事業内容	担当課
106 就学相談の充実	<p>障害のある子どもたちが楽しく学校生活を送れるよう、専門的な見地のある就学指導委員による児童・生徒の行動観察や保護者面談等を行ったり、特別支援学校や特別支援学級の体験入学を実施する等、保護者に情報を提供しながら適正就学に努めていきます。</p> <p>また、就学相談員が幼稚園や保育園に出向き、情報交換を行ったり、学校生活に不安を抱えている保護者が、就学支援シートを利用して、子どもの生活面や行動面等の様子を学校に引継ぐことで、スムーズな就学に努めていきます。</p> <p>情報収集、保護者ニーズを的確に捉えるため、関係機関との連絡等をより充実させます。</p>	教育支援課

②特別支援教育の充実

事業名	事業内容	担当課
107 関係機関との連携	市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市関係機関等との情報交換を進めるため、特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、特別支援学校に通う子どもたちとの副籍交流事業等を進めていきます。	教育支援課
108 教育施設環境の整備	スロープや手すりの設置等、学校施設・整備のバリアフリー化を推進します。 また、必要に応じて、特別支援教育に関し施設整備を検討します。	建築課 生涯学習総務課 教育支援課
109 特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置等、校内体制の確立と特別支援教育研修会、講演会等を行い、教員の特別支援教育に関する資質向上に努めます。また、巡回相談員等による情報収集や相談を通じ、児童・生徒の個々の状況に応じた対応を実施していきます。	教育支援課 学校教育課
110 はばたきファイル（支援ファイル）の作成 【新規掲載】	子どもに関わる必要な情報を記録し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつなげていくことを目的として、はばたきファイルを作成し活用していきます。	教育支援課 関係各課

③放課後支援の充実

事業名	事業内容	担当課
(71) 日中一時支援事業「青い鳥」の運営（再掲）	障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活基本動作の訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
111 放課後等デイサービス事業の充実 【新規掲載】	障害のある児童に放課後や休日に生活向上のための訓練、社会との交流の機会を提供する事業者の参入を促進します。	障害福祉課
112 学童クラブにおける障害のある児童の受入体制の充実	支援員を適切に配置し、研修の充実を図るとともに、特別支援学校等の関係機関との連携を密にして、障害のある児童の受入れ体制の充実に努めます。また、受入学年の拡大について検討します。	児童青少年課
113 放課後子ども教室の推進 【新規掲載】	放課後の活動の場の一つとして、各小学校区の学校施設等を利用し、見守りや自主的な活動を支援します。	児童青少年課

(4) 雇用・就労の促進

現状と課題

障害のある人が、自分に合った形で働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。

そのためには、障害のある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

また、障害のある人が就労を続けていくために、職業研修、就労先の開拓やあっせんだけでなく、定着支援、相談支援等、就職後のフォローから、さらには生活全般への支援も必要であり、身近な市内で就労と生活を総合的に支援する事業を推進していくことが重要です。

一方、福祉的就労の場についても、仕事内容の充実を進めるとともに、福祉的就労から一般就労への移行や離職者のための職業訓練・相談機能の強化にも取り組んでいくことが課題です。

さらに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）し、工賃引き上げを支援していくことが課題です。

施策の方向

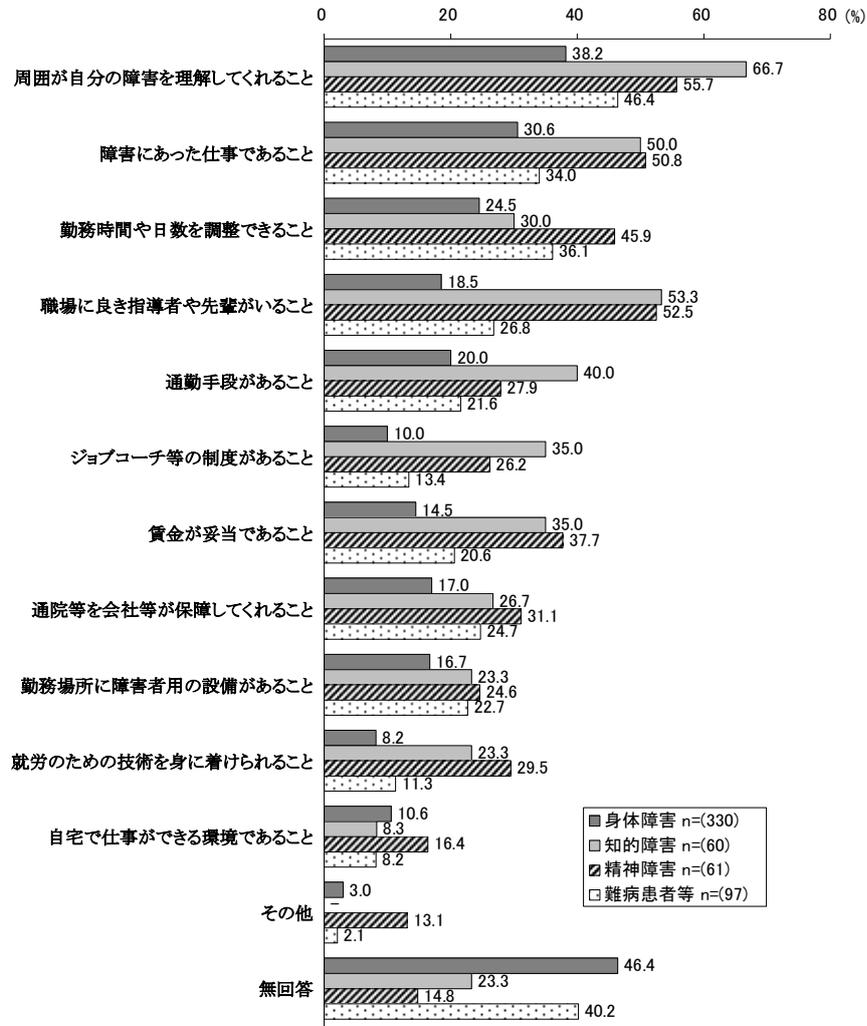
障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労に関する情報提供を行うとともに、障害者就労支援センターを中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就職準備、職場定着等の就労支援と就労に伴う生活支援を一体的に行います。

また、障害者就労施設等の工賃引き上げを支援するため、企業からの仕事の受注促進や、自主製品の販路の拡大を支援するとともに、障害者優先調達推進法に基づき、施設等が提供する物品やサービスの優先購入（調達）に努めます。

さらに、福祉的就労から一般就労への移行を支援するための就労移行支援事業や一般企業での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援事業へ取り組む事業者を支援します。

調査結果より

問 障害のある人が働くためには、どのような環境が必要だと思いますか。
 (あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



4 障害いずれも、「周囲が自分の障害を理解してくれること」が最も高く、とくに、知的障害者では66.7%、精神障害者では55.7%を占めています。

また、知的障害者、精神障害者では、「障害にあった仕事であること」「職場に良き指導者や先輩がいること」が、いずれも5割を超えて高くなっています。

具体的事業

①雇用・就労の促進

事業名	事業内容	担当課
114 雇用促進のための啓発活動の充実	公共職業安定所と連携を図り、障害者雇用に関する情報提供や企業への働きかけを通して、啓発活動を推進し障害のある人の就労を促進します。	障害福祉課
115 障害者就労支援事業の充実	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」の充実を図ります。	障害福祉課
116 企業からの受注促進	障害者就労施設等の工賃引き上げを支援するため、企業からの受注を促進します。	障害福祉課
117 授産製品の販路拡大への支援	障害のある人の経済的自立を支援するため、授産製品の販路拡大を支援します。	障害福祉課
118 展示・販売の促進	社会参加を促進するため、障害のある人の製作した製品を常時販売する展示・販売コーナーの設置や福祉バザー等により販売機会の提供に努めます。	障害福祉課
119 障害者就労施設等からの優先調達 【新規掲載】	障害者優先調達推進法及び市の優先調達方針に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等の優先購入に努めます。	全課

②就労支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
120 就労支援の促進	障害のある人の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図り、就労支援を促進します。 また、市内において就労移行支援事業や就労継続支援事業を提供する事業者に対し、その運営費の一部を補助することにより、就労支援の促進を図ります。	障害福祉課
(115) 障害者就労支援事業の充実 (再掲)	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター「エール」の充実を図ります。	障害福祉課

(5) スポーツ、文化活動の促進

現状と課題

障害のある人が生涯を通じて、豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動、レクリエーションや文化活動への参画を促進することが重要です。

こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

特に、重度の障害や重複した障害のある人や、視覚や聴覚に障害のある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

今後とも、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の事業を充実させ、障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人同士や障害のある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが課題です。

施策の方向

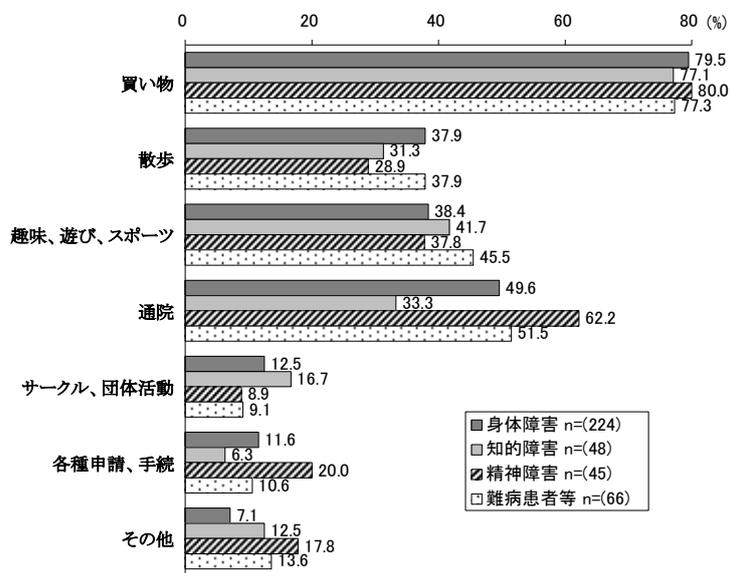
障害のある人のスポーツ活動を推進するため、各種のスポーツ大会やスポーツ教室の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備に努め、スポーツ活動への積極的な参加を促進します。

また、さまざまなスポーツで活躍する障害のある人を通し、広く競技を紹介することにより、障害者スポーツの普及・啓発を図ります。

さらに、障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

調査結果より

問 どのような目的で外出しますか。(あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



外出する人に、その目的を聞くと、4障害とも「買い物」が8割前後を占めて最も高くなっています。

精神障害者では、「通院」が62.2%と、他の障害よりも高くなっています。

具体的事業

①スポーツ、レクリエーション活動の充実

事業名	事業内容	担当課
121 スポーツ・レクリエーションのつどいの開催	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、「障害者スポーツ・レクリエーションのつどい」を開催します。	障害福祉課
122 スポーツ活動への参加機会の拡充	すべての市民が生涯を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を行うスポーツ社会の実現に向け、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぽ」を支援するとともに、障害のある人が参加できるプログラムを取り入れるよう要望していきます。	スポーツ推進課
123 スポーツ設備の充実	障害のある人にも利用しやすいよう、トレーニング機器間のスペースの改善やトレーニング機器の補修、卓球台等の改善について検討します。	スポーツ推進課
124 スポーツ教室等の充実	現在実施している健康づくり教室に、障害のある人が参加できるよう検討します。	スポーツ推進課
125 スポーツ活動への支援	障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を実施できるよう、施設利用料の減免を行います。	スポーツ推進課
126 障害者スポーツの普及・啓発 【新規掲載】	さまざまな競技において活躍する障害のある人を通して競技を紹介し、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	障害福祉課

②文化芸術活動の充実

事業名	事業内容	担当課
127 文化活動の促進	社会福祉協議会への支援を通じて、趣味活動の成果発表等の展示や催物を行い、障害のある人の文化活動の促進を図ります。	障害福祉課
128 活動への支援	障害のある人もない人も分け隔てなく文化活動に取り組めるよう、市内の活動団体に障害のある人の参加についての理解を求めていきます。	生涯学習総務課
129 各種講座の充実	障害のある人の自発的な文化活動参加を促進するため、障害のある人にも受講できる講座の開催等に努めます。	生涯学習センターゆとろぎ
130 図書館サービスの充実	障害のある人の教養・知識の向上、学習、生活上の情報収集、読書の楽しみ等に応えられるよう図書館サービスの充実を図ります。	図書館

基本目標5 安心して生活できるまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人が社会のあらゆる分野に参加するために、さまざまな社会的障壁を取り除いていくことが求められています。

そのためには、従来のバリアフリーの視点に加え、すべての人に優しく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが大切です。

現在、市では、東京都の「福祉のまちづくり条例」に基づき、特定施設等については、誰にもやさしい施設の整備を進めています。また、「バリアフリー法」や「羽村市交通バリアフリー基本構想」に沿って、歩道の段差解消や誘導ブロック等の整備、建物の廊下や床の段差の解消、オストメイト対応トイレ等、障害のある人の利用しやすい環境整備を進めています。

今後も、障害のある人が安心して行動し、安全に生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人やその家族の視点に立って、バリアフリーの一層の推進を図ることが課題です。

施策の方向

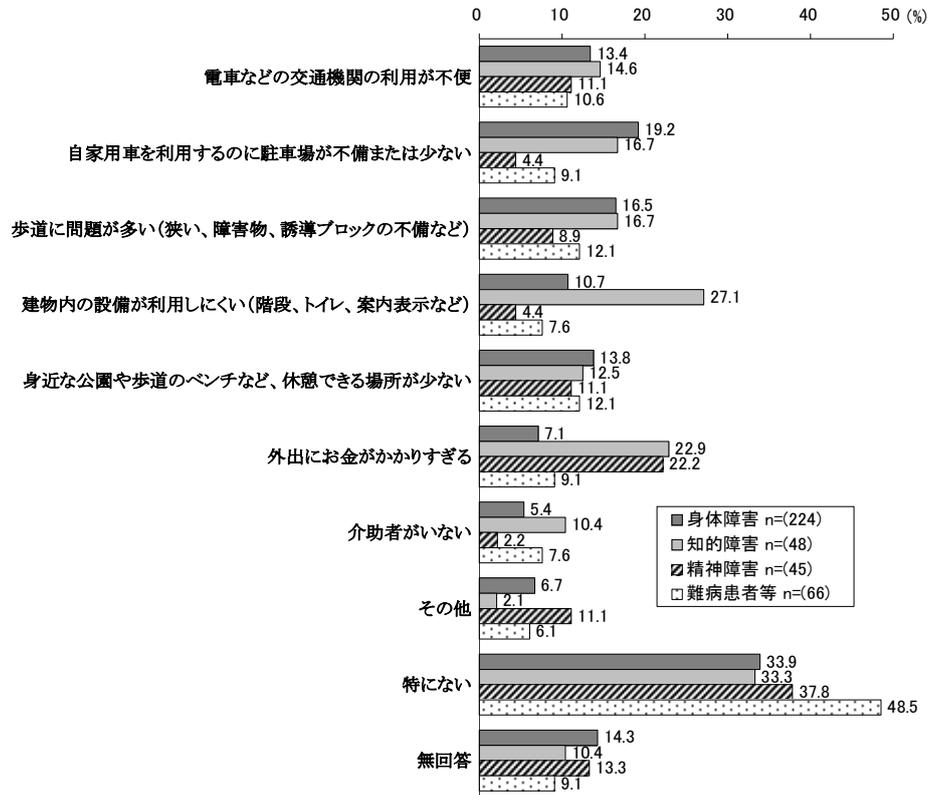
障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、バリアフリーの理念に基づいた、駅や特定施設等公共的施設の整備をはじめ、障害のある人の利用に配慮した建築物や歩道の整備を推進します。

また、誰にも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

調査結果より

問 外出の際に、困ったり不便に思うことはありますか。

(あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



外出の際に困ったり不便に思うこととしては、身体障害者では「自家用車を利用するのに駐車場が不備または少ない」が19.2%とやや高くなっています。

知的障害者では、「建物内の設備が利用しにくい（階段、トイレ、案内表示など）」が27.1%と、他の障害より高くなっています。

また、知的障害者、精神障害者では、「外出にお金がかかりすぎる」が、いずれも2割を超えて高くなっています。

具体的事業

①利用しやすい施設づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
131 公共施設や公園のバリアフリーの推進	公共施設や公園の整備・改修等に併せ、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。	建築課 土木課
132 駅施設のバリアフリーの推進	障害のある人等、すべての市民が利用しやすい駅とするため、鉄道事業者等、関係機関と連携を図り、より使いやすい施設の整備に努めます。	建築課
133 東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備指導	不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設・改修の際には、整備基準に適合するよう指導していきます。	建築課

②道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課
134 道路の安全対策の推進	障害のある人を含めたすべての歩行者の交通安全対策を図るため、幅員の狭い道路の拡幅等、道路整備に努めます。	土木課
135 福祉施設周辺の道路交通環境の改善	福祉施設周辺の道路交通環境を改善し、人にやさしいまちづくりを推進します。	土木課
136 歩道の整備の促進	障害のある人や高齢者等、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の整備を促進します。 また、歩車道分離道路の整備についても、引き続き推進します。	土木課
137 安全な歩行通路の確保	障害のある人を含めたすべての歩行者の障害になる歩行上の広告物、自転車等の撤去により、安全で快適な歩行通路や歩行空間の確保に努めます。	土木課

(2) 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実

現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

災害の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」のそれぞれが防災意識を高めておき、連携していくことが大切です。

また、行政が災害時の初期対応体制を充実させるだけでなく、障害のある人を含む地域の人々の災害への対応力を高めていくことが重要です。

さらに、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な災害時要援護者の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。

そのため、地域社会での連携を強めるとともに、避難支援者や防災ボランティアを育成するなど、地域防災力を高めていくことが必要です。

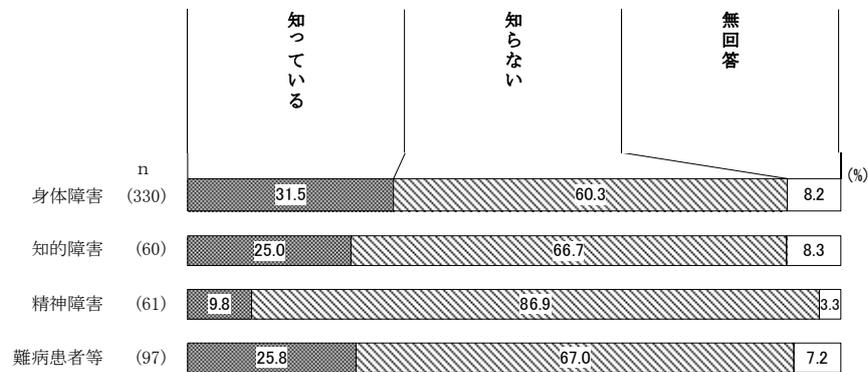
施策の方向

障害のある人の災害時の安全を確保するため、防災訓練への参加を促進するとともに、災害時に備え避難場所の整備に努め、地域住民やボランティア組織、^{*}NPO等との協働により、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者への支援体制の充実を図ります。

また、地域ぐるみの防犯への取り組みを強化するとともに、判断能力が不十分な障害のある人が、消費者トラブルにあわないよう啓発活動や相談事業の充実に努めます。

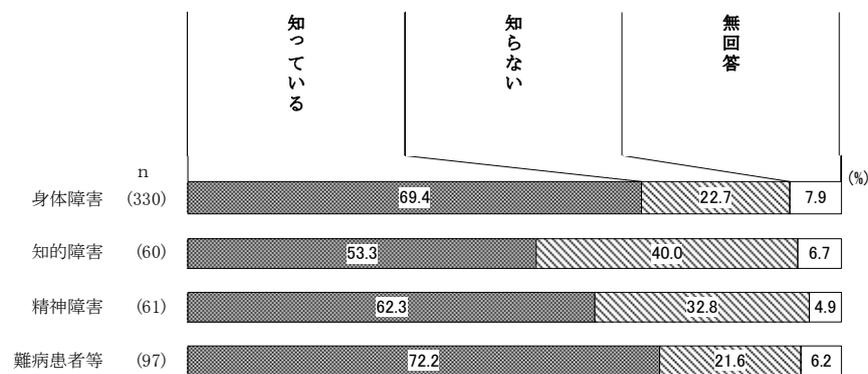
調査結果より

問 あなたは災害時要援護者登録制度を知っていますか。
 (番号に○印を1つだけつけてください。)



身体障害者、知的障害者、難病患者等では、「知っている」が、いずれも2割台半ばを超えており、なかでも身体障害者は31.5%となっています。一方、精神障害者では、「知っている」は9.8%となっています。

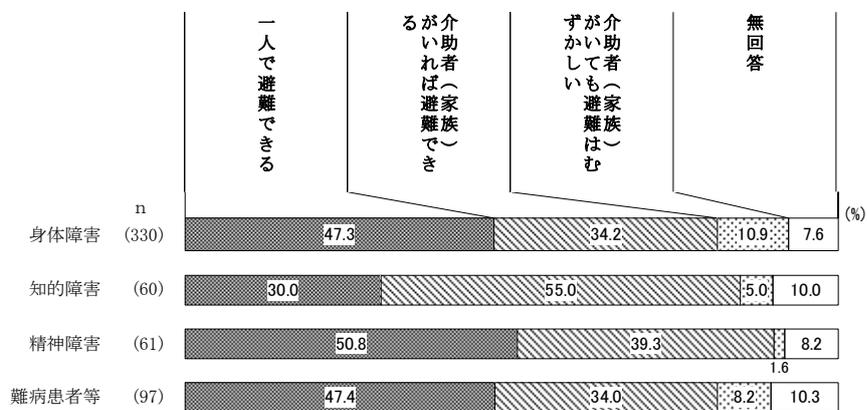
問 あなたは避難先を知っていますか。(番号に○印を1つだけつけてください。)



身体障害者、難病患者等では、「知っている」が7割前後を占めています。
 知的障害者、精神障害者では、「知っている」が、それぞれ53.3%、62.3%となっています。

問 あなたは地震や台風などの災害が発生した場合に、避難できますか。

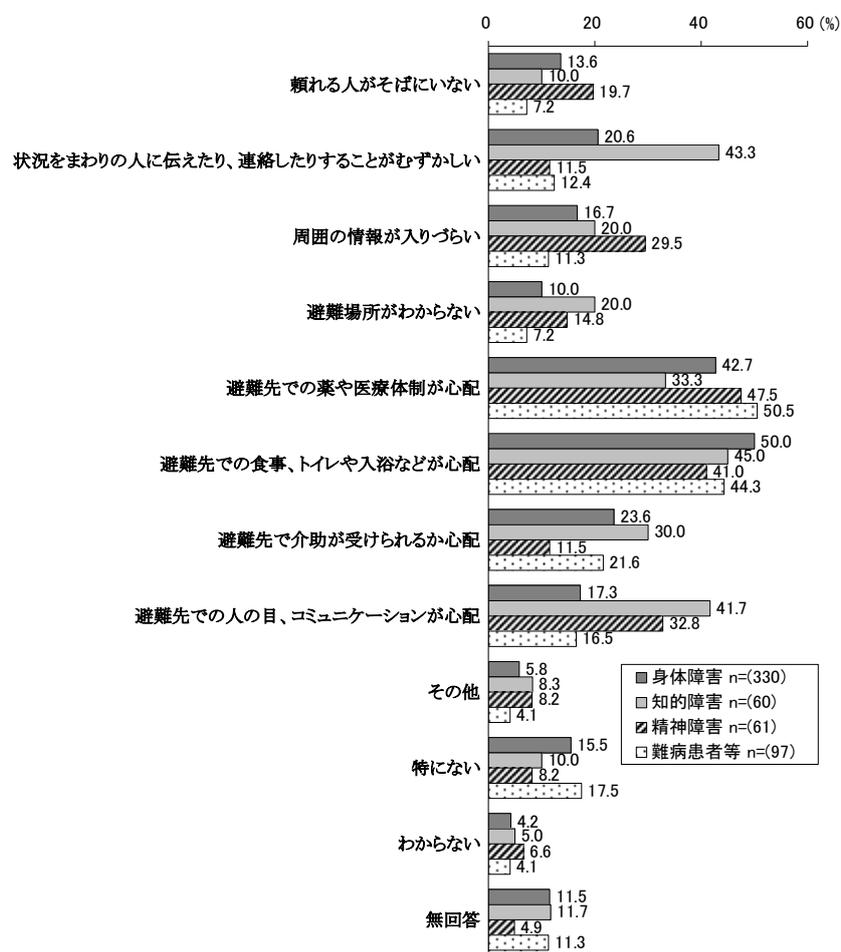
(番号に○印を1つだけつけてください。)



災害発生時に避難ができるかを聞いたところ、身体障害者、精神障害者、難病患者等は「一人で避難できる」が5割前後を占めているのに対して、知的障害者では「介助者（家族）がいれば避難できる」が55.0%と高くなっています。

問 地震や台風などの災害時に困ることはありますか。

(あてはまるすべての番号に○印をつけてください。)



災害時に困ることとしては、4障害いずれも「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」「避難先での薬や医療体制が心配」が高くなっています。

また、知的障害者では「状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることがむずかしい」「避難先での人の目、コミュニケーションが心配」が、いずれも4割を超えて高くなっています。

具体的事業

①防災対策の充実

事業名	事業内容	担当課
(32) 日常生活用具給付事業(再掲)	障害のある人に対し、日常生活用具（火災警報器・自動消火装置等）を給付することで、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
138 緊急告知情報の配信	緊急時に速やかに情報が入手できるよう、災害時における緊急情報を携帯電話等にメールで配信する情報提供を行います。 さらなるPRにより登録者数の増加を目指します。	広報広聴課
139 災害時要援護者登録制度の整備	災害時において、自力で避難することが困難な障害のある人が、地域で避難支援等を受けられるよう、災害時要援護者登録システムによる、台帳の充実を進めます。	危機管理課
140 緊急通報システム及び火災安全システムの設置	一人暮らしの重度の障害のある人の自宅に、緊急通報システムや火災安全システムを設置し、日常生活の安全を確保します。	障害福祉課
141 福祉避難所の開設及び避難者の救護	障害のある人の災害時の安全を確保するため、「羽村市地域防災計画」に基づき、福祉避難所の開設及び避難者の救護に努めます。	障害福祉課
142 防災訓練への参加促進	災害に備え防災意識を高めるために、防災訓練への参加の促進を図ります。	防災安全課
143 緊急速報メールの配信 【新規掲載】	災害発生時等の生命に関わる緊急性の高い情報を緊急速報メールにより市内全域に配信します。	危機管理課
144 家具転倒防止器具の給付	重度の障害者世帯に対し、地震災害時に家具の転倒を防ぐ器具を給付します。	障害福祉課
145 災害時個別支援計画の作成 【新規掲載】	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、災害が発生した時の電力の確保や、避難場所・避難ルートの確認等の一人ひとりに対応した「災害時個別支援計画」を策定します。	障害福祉課

②防犯対策の充実

事業名	事業内容	担当課
146 防犯活動の支援 【新規掲載】	誰もが安全で安心して暮らしていけるよう、市民パトロールセンター等が実施する防犯活動を支援し、防犯体制の強化に努めます。	防災安全課
147 消費者被害の防止 【新規掲載】	悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、被害情報の提供と出前講座等による注意喚起・啓発に努めます。	産業課

第 4 章

障害福祉計画の 目標設定と方策

1

平成29年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を今後も推し進めていくため、障害者支援施設などに入所している障害のある人のうち、自立訓練事業などを利用し、平成29年度末における地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針】

平成26年5月15日 告示

- 平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とする。
- なお、第4期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。
- 成果目標については、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

【東京都の基本的考え方】

東京都が平成26年11月13日に案として示したもの

- 国の基本指針（平成25年度末から12%以上）に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて設定する。
- 現行の障害福祉計画の未達成割合の見込み：約12%
 - 未達成割合の取扱いについては、現行計画期間中の実績や東京都の実情も踏まえて対応する。
- 入所定員が7,344人（第3期までの目標定員数）を超えない
 - ・入所施設による支援が真に必要な人の利用ニーズを踏まえる必要がある。
 - ・既存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定員を都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を都内施設で受け入れるために活用する必要がある。
 - ・引き続き、都内の未設置地域における「地域生活支援型入所施設」の整備を推進し、また、18歳以上の入所者に対応した、障害児入所施設の障害者支援施設の移行には配慮する必要がある。

【目標値】

項目	人数	備考
平成25年度末の施設入所者数（A）	37人	
平成29年度末の施設入所者数（B）	45人	
入所者数の削減目標人数（C）	0人	（A）－（B）の人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き（国の目標は4%以上）
入所から地域生活へ移行する目標人数（D）	2人	平成25年度末の施設入所者数（A）のうち、グループホーム、一般住宅等へ移行する人数（国の目標は12%以上）

- ※ 平成26年10月末現在、施設入所待機者が11人と多く、さらに、待機者のうち6人が重度の障害があるため、施設入所者は今後も増加すると見込んだことから、施設入所者数の削減は見込めない。
- ※ 地域生活への移行については、現在の入所者のほとんどが重度の障害のある人であること、また、軽度の障害のある人であっても、65歳以上の高齢であることを考慮して、目標値を設定した。

（2）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定しました。

【国の基本指針】

平成26年5月15日 告示

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
- また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定する。
- 就労移行支援事業の利用者については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すものとする。
- 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。
- 成果目標については、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

【東京都の基本的考え方】

東京都が平成26年11月13日に案として示したもの

○国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標数値を設定
○国の基本指針による目標は設定せず、引き続き、都独自の目標として区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数を設定
(案) 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 2,000～2,500人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都は福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため「区市町村障害者就労支援事業」を推進 ・ 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自に区市町村障害者就労支援事業の利用による就労者数の目標を設定し取り組む。 ・ 就労移行支援事業については、支援の質（就労移行率）に関する「就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上」の目標を設定 ・ 就労移行支援事業を含めた各サービスの利用者数及びサービス量は、区市町村が地域の実情やニーズを踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、地域生活基盤の整備を進める観点から調整を図り、成果目標の達成に必要な量を見込む。

【目標値】

項目	人数	備考
一般就労移行者	(実績)	3人 平成24年度実績
	【目標値】	6人 平成29年度中（平成24年度実績の2倍以上）
就労移行支援事業利用者	(実績)	7人 平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	【目標値】	12人 平成25年度末実績の60%以上

項目	数値	備考
就労移行支援事業所の見込み(A)	1箇所	平成29年度末の市内就労移行支援事業所の見込み
上記のうち就労移行率が3割以上の事業所の見込(B)	1箇所	平成29年度中の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の見込み
【目標値】(B) / (A)	100%	平成29年度中の就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所の割合が全体の50%以上

（３）地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化や高齢化が進む中であって、「親亡き後」の障害のある人が安心安全に地域の中で自立して生活できるように、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入体制等の確保、人材の確保・養成による専門的な相談の支援など、相談支援を中心として、学校から卒業、就職、親からの独立等、ライフステージの進展につれて、切れ目のない支援をする体制づくりに努めます。

【国の基本指針】

平成26年5月15日 告示

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
- *地域生活支援拠点：各地域内で居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
 - *面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

【東京都の基本的考え方】

東京都が平成26年11月13日に案として示したもの

- 地域生活支援拠点等の整備（市町村障害福祉計画の作成に関する事項）
- 障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。

【支援体制の整備に向けての方策】

羽村市地域自立支援協議会等の場で、障害のある人のニーズ等を検討した上で、市内の居住支援機能及び地域支援機能を担う既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、有機的に連携し、障害のある人の地域生活を支援する体制の構築を目指します。

2

サービスの整備目標と方策

(1) 訪問系サービスの提供

① 訪問系サービスの提供

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう訪問系サービスの基盤整備を今後も推進します。また、対象者が拡大された重度訪問介護の円滑なサービス提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護			
重度訪問介護			
同行援護	1,267時間	1,306時間	1,345時間
行動援護	80人	82人	84人
重度障害者等包括支援			

【現状と将来推計の考え方】

□平成24年度から平成26年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用時間数をもとに、利用増加や将来の障害者手帳所持者等の増加を考慮して、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害のある人がその人にふさわしいサービス提供事業者を選択することができるよう、情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質が向上されるよう、サービスの直接の担い手となる従事者に対し、東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行います。
- 事業者へ第三者評価制度の受審を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組み作りを引き続き推進します。

(2) 日中活動系サービスの提供

①介護給付の提供

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、介護者の休養や病気の時など、一時的に障害のある人を預ける短期入所（ショートステイ）の場など、日中も安心して生活できるよう介護サービスを提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	7人	8人	9人
生活介護	1,615人日分 83人	1,674人日分 86人	1,732人日分 89人
短期入所（福祉型）	213人日分 27人	223人日分 28人	234人日分 29人
短期入所（医療型）	39人日分 8人	42人日分 9人	43人日分 9人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成24年度から平成26年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数をもとに、利用増加や将来の障害者手帳所持者等の増加を考慮して、見込量を推計しました。
- 短期入所は、介護者の高齢化に伴う緊急時の利用増加等も勘案して見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害のある人やその家族などがその人にふさわしい事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 特に、生活介護は、通所での利用の場合、市内及び近隣の事業所が定員に達することが考えられることから、事業者の参入を促進するとともに、近隣自治体及び事業所と連携を図り、利用に支障が生じないよう対応に努めます。
- 必要に応じてグループホームや施設入所支援事業者に、短期入所事業の実施について要請していきます。
- 事業者へ第三者評価制度の受審を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組み作りを引き続き推進します。

②身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人が自立した地域生活を営むことができるように、自立訓練（機能訓練・生活訓練）サービスの提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	20人日分 1人	20人日分 1人	20人日分 1人
自立訓練（生活訓練）	48人日分 3人	50人日分 3人	53人日分 3人

【現状と将来推計の考え方】

□平成24年度から平成26年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数をもとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

○事業者に対して広く情報提供を行うとともに、引き続き国及び都施設、民間施設の利用を促進していきます。

○利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。

③就労の支援

障害のある人の希望と適性に応じた、多様な働く場の確保に向けて、関係機関との連携を図り、就労を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労支援事業	一般就労を希望する人に、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターによる、就労面の支援（職業相談、就労準備支援、職場開拓、職場定着支援など）と生活面の支援（健康・金銭管理の支援、自立生活の支援、年金・福祉サービスの利用援助、社会参加の支援など）を一体的に行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	117人日分 7人	160人日分 10人	192人日分 12人
就労継続支援（A型）	23人日分 1人	46人日分 2人	65人日分 3人
就労継続支援（B型）	2,657人日分 162人	2,722人日分 166人	2,788人日分 170人

【現状と将来推計の考え方】

□平成24年度から平成26年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用日数をもとに、見込量を推計しました。

□特別支援学校の生徒の卒業後の進路状況も勘案し、見込量を推計しました。

【就労支援事業見込量（年間）】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	100人	105人	110人
相談件数	2,000件	2,100件	2,200件
新規就職者数	6人	7人	8人
職場定着者数	60人	64人	68人

【現状と将来推計の考え方】

□平成24年度から平成26年度（見込み）までの実績をもとに、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者と連携を図り、障害のある人が一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業など幅広く選択できるよう、必要な支援を行います。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 一般就労を希望する人には、就労支援センター「エール」を中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

（3）暮らしの場の提供

①居住支援サービスの充実

その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム（共同生活援助）などの居住支援サービスの充実を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護、及び相談や日常生活上の援助等を行います。

※障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成26年4月からケアホーム（共同生活介護）とグループホームが一元化されました。

【サービス見込量（1月あたり）】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム	50人	53人	56人

【現状と将来推計の考え方】

□グループホーム、ケアホームの、平成24年度から平成26年度（見込み）までの利用者数をもとに、入所施設からの地域生活への移行や退院した精神障害のある人の地域生活への移行を考慮し、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害の程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域の人と互いに尊重し合いながら共生する必要があるため、障害や障害のある人への理解について様々な機会や媒体を通して啓発に努めます。

②施設入所支援

夜間や休日に安心して施設で専門的な介護が受けられるよう、施設入所支援を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	43人	44人	45人

【現状と将来推計の考え方】

□平成24年度から平成26年度（見込み）までの利用者数をもとに、施設入所待機者の状況やグループホームなどへの地域生活への移行を考慮し、見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- 地域で自立した生活が困難な障害のある人への対応として、必要に応じ施設入所支援を提供します。
- 入所を必要とする障害のある人やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

（４）相談支援の提供

①相談支援の提供

計画的にまた継続して、障害のある人の地域での生活を支援するため、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する障害者や、障害児に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害者に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービスの見込量（１月あたり）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	129人	105人	111人
地域移行支援	1人	1人	2人
地域定着支援	1人	1人	2人

【現状と将来推計の考え方】

- 計画相談支援については、平成24年度から平成26年度（見込み）までの利用者数と障害福祉サービス等の支給決定者数をもとに、見込量を推計しました。
- 地域移行支援については、施設の入所者のうち、地域生活への移行希望者数を考慮するとともに、入院中の精神障害のある人の退院者数の実績等を踏まえ、見込量を推計しました。
- 地域定着支援については、地域でひとり暮らしをしている障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人の人数、地域生活への移行希望者数を考慮して見込量を推計しました。

【見込量確保に向けての方策】

- サービス等利用計画は、障害のある人の意向を聴取し、相談支援専門員が各事業者との調整を行いながら作成していきます。
- 障害のある人や障害のある児童の適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメントによりきめ細かな支援と、サービス利用者の実情に応じモニタリングの実施に努めていきます。
- 地域生活への移行に向けた訪問相談、サービス利用者やその家族等に対して情報提供等に努めるとともに、関係機関等との連絡、調整を行います。

(5) 地域生活支援事業の推進

①相談支援事業の充実

障害のある人のライフステージに応じ、一貫した相談支援事業の確立を目指します。また、地域自立支援協議会を中心として、障害のある人の地域生活を支えるネットワークを強化するとともに、障害のある人への差別の禁止や虐待の防止に努めます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域自立支援協議会	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行い、地域支援体制の充実を図ります。
相談支援事業	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所

【現状と将来推計の考え方】

□福祉センター内の地域活動支援センター「あおば」と福生市と共同で設置した地域活動支援センター「ハッピーウイング」の2箇所を見込みましたが、今後の相談件数の増加や、専門的な相談に的確に対応するため、相談支援事業者を増やす取り組みが必要です。

【実施に向けた考え方】

- 相談支援については、福祉センター内にある地域活動支援センター「あおば」を中心に、地域活動支援センター「ハッピーウイング」や関係機関との連携をさらに強化し、相談支援事業の一層の充実を図ります。
- 障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の福祉サービスの利用相談などの支援を行っていきます。
- 福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある人に対し、相談支援を提供できるような環境を充実するため、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病などの相談に対応するため、専門性の高い相談支援体制の強化を図ります。
- 福祉、保健・医療、教育など地域の関係機関の関係者から構成する地域自立支援協議会において、地域課題解決に向けた話し合いを行っていきます。
- 障害のある人への差別禁止や虐待防止に取り組むとともに、広報や市公式サイトなどで、広く啓発に努めます。

②在宅での自立支援

障害のある人の自立生活や社会参加を促進するため、地域生活支援事業として、地域活動支援センター事業、移動支援事業、成年後見制度利用支援事業などの必須事業や日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業などのその他の事業を確実に進めていきます。

【事業の概要】

	事業名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
	相談支援事業	障害者（児）やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者（児）に、手話通訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付事業	障害者（児）に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。

	事業名	内容
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター事業	障害者に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事・入浴サービスなどを提供します。
その他の事業	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害者（児）の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
	訪問入浴サービス事業	在宅の重度の身体障害者（児）の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
	自動車改造費助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	自動車運転教習費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。
	住宅設備改善事業	在宅の身体障害者（児）に対し、住宅設備の改善に要する費用の一部を助成します。
	火災安全システム事業	重度の障害者の自宅に火災安全システムを設置し、生活の安全を確保します。
	ショートステイ事業	在宅の障害者（児）を介護している人が、疾病や休養などの理由により家庭における介護が一時的に困難になった場合に、障害者（児）を短期間保護できるよう、市と委託契約した法人が運営する施設に、ショートステイ専用の居室を確保します。

※平成25年4月から、必須事業に「理解促進研修・啓発事業」「手話奉仕員養成研修事業」等が加わりました。「コミュニケーション支援事業」は「意思疎通支援事業」に名称が変更となり、支援の内容が幅広く解釈できるようになっています。

【事業の量の見込み（年間）】

＜必須事業＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
理解促進研修・啓発事業		有		有		有
相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業	2箇所	/	2箇所	/	2箇所	/
② 地域自立支援協議会		有		有		有
③ 基幹相談支援センター		無		無		無
④ 住宅入居等支援事業		無		無		無
成年後見制度利用支援事業		1人		1人		1人
意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		10人		15人		20人
② 手話通訳者設置事業	1箇所	/	1箇所	/	1箇所	/
日常生活用具給付事業	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具		5件		6件		6件
② 自立生活支援用具		8件		9件		9件
③ 在宅療養等支援用具		5件		6件		6件
④ 情報・意思疎通支援用具		10件		11件		12件
⑤ 排泄管理支援用具		1,210件		1,230件		1,240件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2件		2件		2件
⑦ その他		1件		1件		1件
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数)		10人		12人		15人
移動支援事業(利用実人数) (年間延べ利用時間)		80人 9,468時間		82人 9,600時間		84人 9,840時間
地域活動支援センター	2箇所	58人	2箇所	62人	2箇所	66人
あおば	/	24人	/	26人	/	28人
ハッピーウイング	/	34人	/	36人	/	38人

<その他の事業>

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	5人	5人	5人
訪問入浴サービス事業	2人	2人	2人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人
自動車運転教習費助成事業	1人	1人	1人
住宅設備改善事業	2人	2人	2人
火災安全システム事業	1人	1人	1人
ショートステイ事業	15人	16人	17人

【現状と将来推計の考え方】

- 移動支援事業については、平成24年度から平成26年度（見込み）までの実利用人数及び延べ利用時間をもとに見込量を推計しました。
- 日常生活用具給付事業については、平成24年度から平成26年度（見込み）までの延べ利用件数をもとに障害のある人の増加数を考慮して見込量を推計しました。
- 意思疎通支援事業については、平成24年度から平成26年度（見込み）までの実利用人数をもとに、聴覚障害のある人の増加数を考慮して見込量を推計しました。
- 日中一時支援事業については、平成24年度から平成26年度（見込み）までの実利用人数及び放課後等デイサービス事業への移行を考慮し利用者数を推計しました。
- 上記以外の事業については、平成24年度から平成26年度（見込み）までの実利用人数をもとに利用者数を推計しました。

【実施に向けた考え方】

- 障害のある人や障害のある児童が、その人にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を提供していきます。
- 利用者の増加が著しい事業については、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(6) 障害児支援の取り組み

① 各種障害児支援の充実

障害のある子どもの健やかな成長のために、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等との連携により、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どものさまざまな相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
児童発達支援	障害児を通所させて、日常生活における基本動作の指導や、集団生活への適応のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童の治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【事業の量の見込み（1月あたり）】

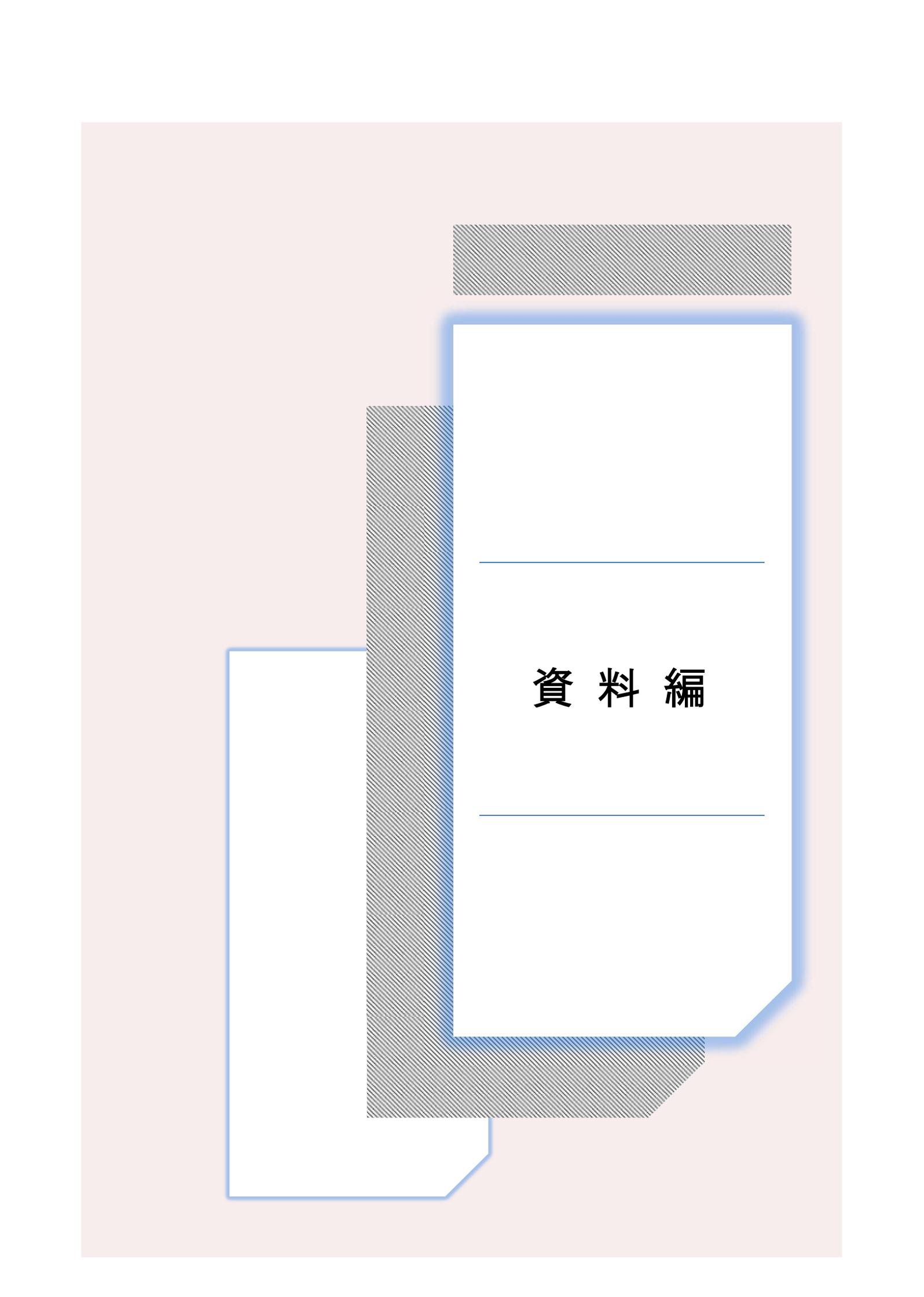
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	31人日分 6人	36人日分 7人	41人日分 8人
医療型児童発達支援	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
放課後等デイサービス	198人日分 30人	208人日分 32人	218人日分 34人
保育所等訪問支援	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
障害児相談支援	6人	6人	7人

【現状と将来推計の考え方】

□平成24年度から平成26年度(見込み)までの実利用人数及び延べ利用日数をもとに見込量を推計しました。

【実施に向けた考え方】

- 障害のある児童及び保護者の意向を尊重するとともに、支援に関する情報の共有化を図り、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない効果的な支援の提供に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。



資料編

1 基礎調査の実施概要

(1) 調査実施の目的

障害者計画および第4期障害福祉計画の策定にあたり、障害のある方が現在、どのような生活をされているか、また、どのようなサービスや取組を必要とされているかといった声をお聞かせいただき、計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施した。

(2) 調査の項目

- | | |
|---------|-----------------------|
| ①障害の状況 | ⑧外出状況 |
| ②認定の状況 | ⑨障害福祉サービス |
| ③暮らしの状況 | ⑩障害福祉サービスなどの情報提供・相談支援 |
| ④医療や健康 | ⑪地域とのつながり |
| ⑤住まい | ⑫日ごろ感じていること |
| ⑥支援の状況 | ⑬災害時の対応 |
| ⑦日中の活動 | ⑭福祉施策 |

(3) 調査方法と回収状況

調査対象：市内居住の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成医療券の各所持者

対象者数：750人 【内訳】 身体障害者手帳所持者 450人
愛の手帳所持者 100人
精神障害者保健福祉手帳所持者 100人
難病医療費助成医療券所持者 100人

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送配布—郵送回収

調査期間：平成26年1月16日（木）～1月31日（金）

〈回収状況〉

対象者数：750／有効回収数：455／回収率：60.7%

(4) 調査の報告

調査結果については、平成26年9月に「羽村市障害者計画策定のための基礎調査報告書」として取りまとめました。

2 障害者に関する基礎データ

(1) 障害者数の推移

【 障害者数（手帳所持者数）の推移 】

(単位：人)

年 度	総人口	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
平成14年度 (2002)	56,637	1,287	196	77
平成15年度 (2003)	56,991	1,319	209	124
平成16年度 (2004)	57,021	1,344	226	158
平成17年度 (2005)	56,895	1,381	235	178
平成18年度 (2006)	57,445	1,407	251	169
平成19年度 (2007)	57,526	1,422	259	193
平成20年度 (2008)	57,622	1,462	274	210
平成21年度 (2009)	57,587	1,475	283	227
平成22年度 (2010)	57,623	1,504	294	264
平成23年度 (2011)	57,419	1,488	322	292
平成24年度 (2012)	57,237	1,519	345	319
平成25年度 (2013)	56,837	1,499	367	337
平成26年度 (2014)	57,713	1,507	389	370
平成27年度 (2015)	57,628	1,515	412	406
平成28年度 (2016)	57,543	1,523	436	446
平成29年度 (2017)	57,458	1,531	462	490

※各年度の総人口は1月1日現在（平成26年度以降の総人口は、第五次羽村市長期総合計画における推計）

※障害者数は、各年度3月31日現在（平成26年度以降については、上記の総人口の推計値を基に、平成20年度以降の障害者数の変化を踏まえて推計した。）

(2) 障害者(児)の動向

①身体障害者

*身体障害者手帳所持者数は、ここ数年増減を繰り返しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

等級別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	551	36.6	544	36.6	541	35.6	533	35.6
2級	250	16.6	238	16.0	234	15.4	223	14.9
3級	209	13.9	208	14.0	215	14.1	213	14.2
4級	322	21.5	337	22.6	364	24.0	369	24.6
5級	69	4.6	64	4.3	65	4.3	65	4.3
6級	103	6.8	97	6.5	100	6.6	96	6.4
計	1,504	100.0	1,488	100.0	1,519	100.0	1,499	100.0

※各年度とも年度末実績

(単位：人、%)

部位別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障害	98	6.5	97	6.5	92	6.1	93	6.2
聴覚障害	175	11.6	165	11.1	169	11.1	160	10.7
肢体不自由	821	54.6	816	54.8	833	54.8	819	54.6
*内部障害	410	27.3	410	27.6	425	28.0	427	28.5
計	1,504	100.0	1,488	100.0	1,519	100.0	1,499	100.0

※各年度とも年度末実績

図1 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

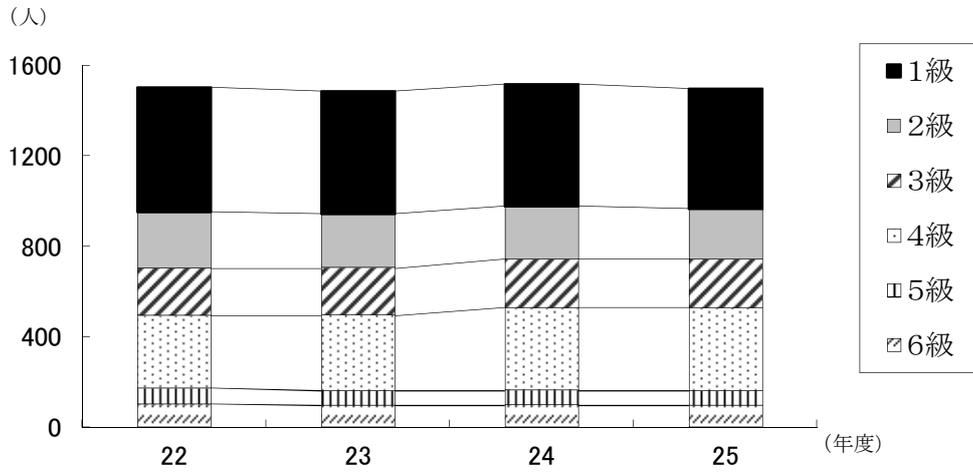
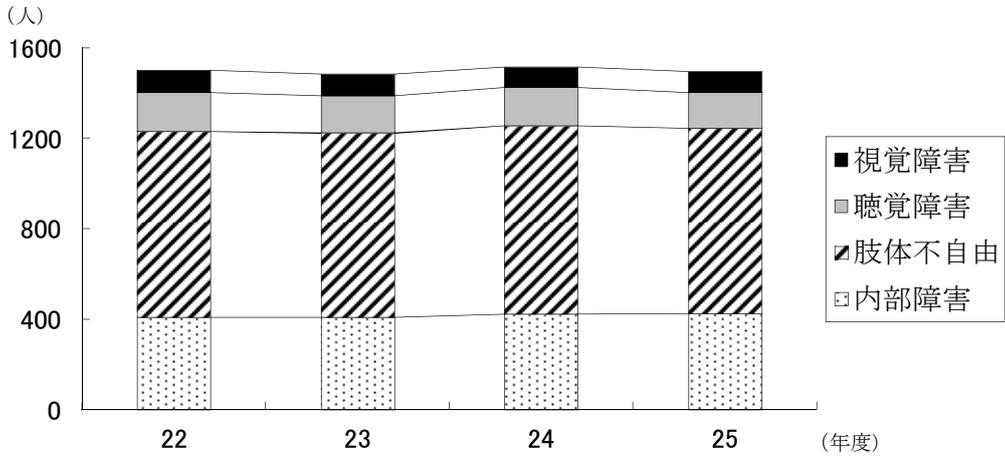


図2 身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）



②知的障害者

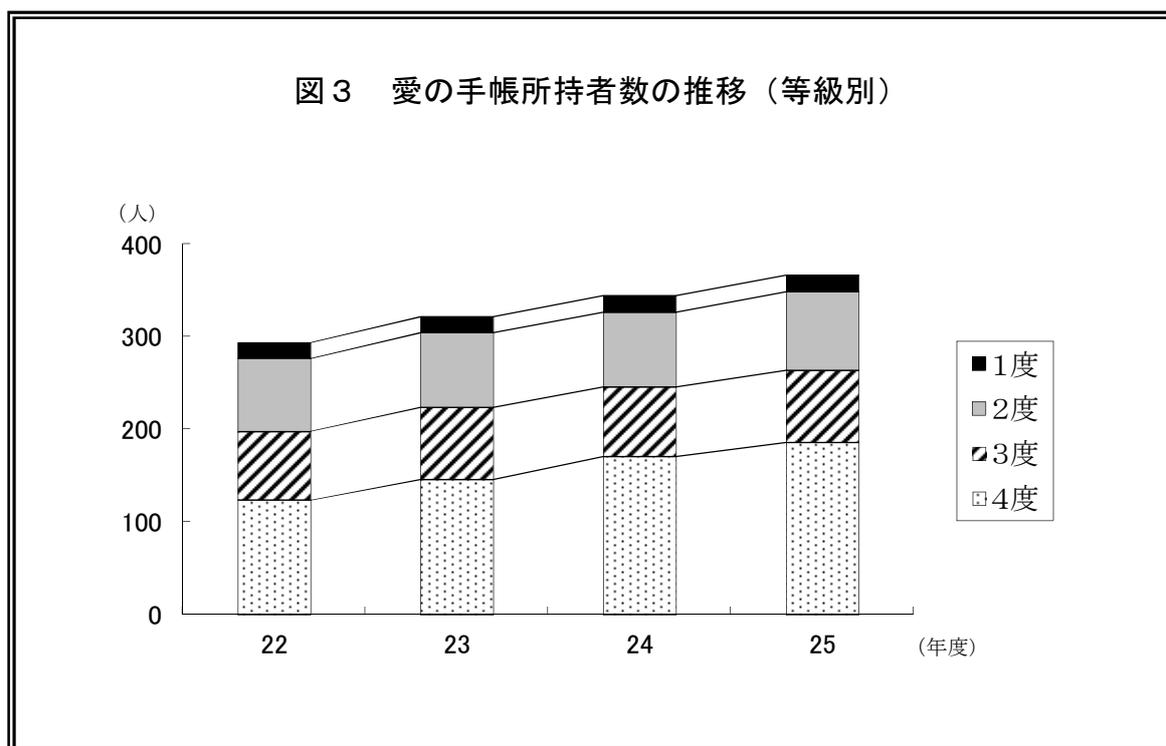
*愛の手帳所持者数は、4度の方が増えており、手帳所持者の半数を占めるまで増加しています。

【愛の手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

等級別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1度	17	5.8	17	5.3	18	5.2	18	4.9
2度	79	26.9	81	25.2	81	23.5	85	23.2
3度	74	25.2	78	24.2	75	21.7	78	21.2
4度	124	42.1	146	45.3	171	49.6	186	50.7
計	294	100.0	322	100.0	345	100.0	367	100.0

※各年度とも年度末実績



③精神障害者

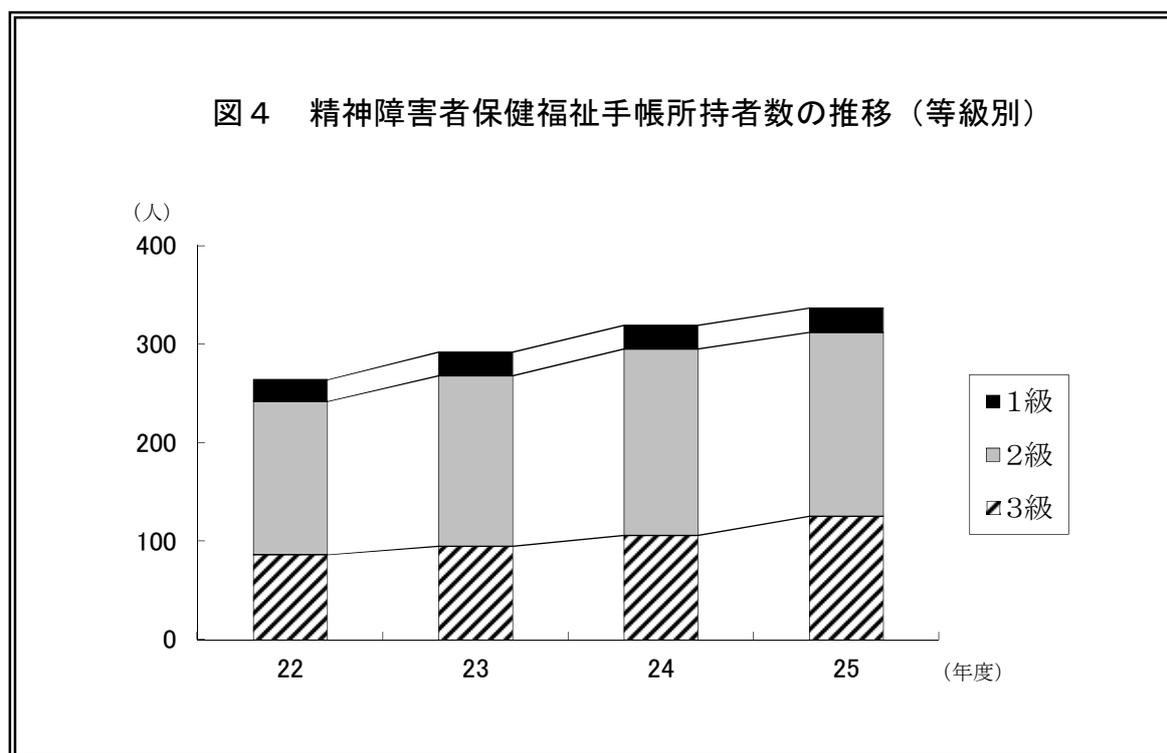
*精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）利用者ともに毎年増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

等級別	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	22	8.3	24	8.2	24	7.5	25	7.4
2級	156	59.1	173	59.3	189	59.3	187	55.5
3級	86	32.6	95	32.5	106	33.2	125	37.1
計	264	100.0	292	100.0	319	100.0	337	100.0

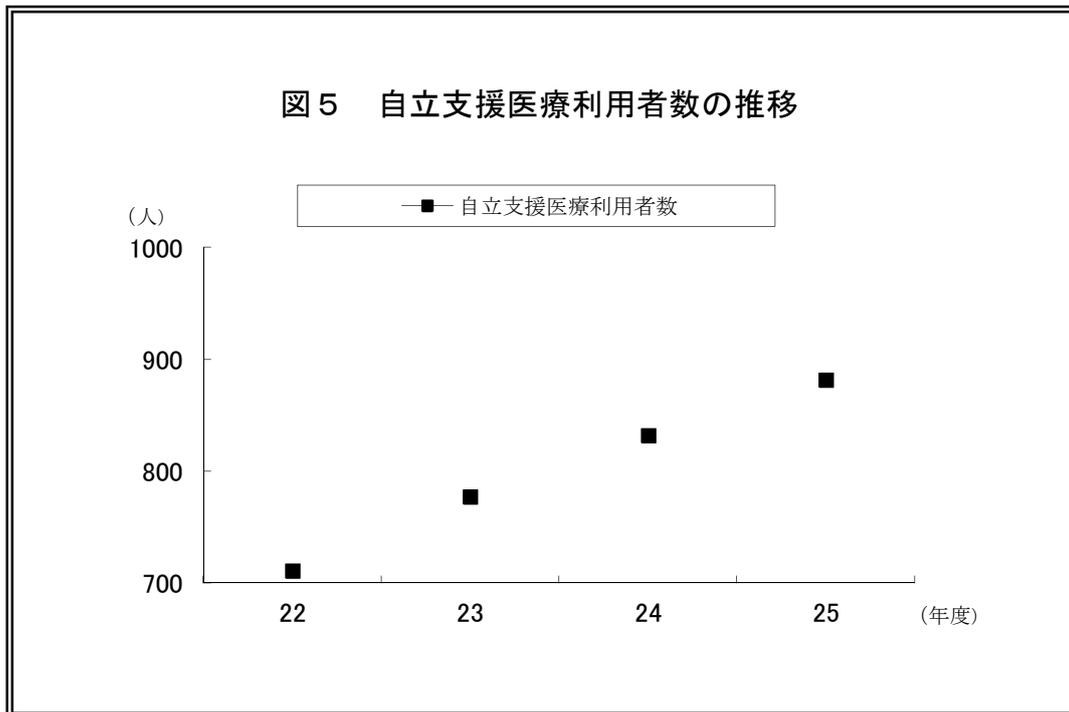
※各年度とも年度末実績



【自立支援医療利用者数の推移】 (単位：人)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
711	777	832	882

※各年度とも年度末実績



3 障害福祉サービスの利用動向

(平成24・25年度は年度末実績、平成26年度は見込値)

(1) 訪問系サービスの提供

①訪問系サービスの提供

【1月あたり】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	102人/月 延べ1,294時間/月	91人/月 延べ1,056時間/月	78人/月 延べ1,230時間/月

(2) 日中活動系サービスの提供

①介護給付の提供

【1月あたり】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	6人	7人	7人
生活介護	74人	81人	80人
短期入所 (ショートステイ)	39人 延べ207日/月	33人 延べ168日/月	30人 延べ200日/月

②身体機能・生活能力の維持・向上

【1月あたり】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 (機能訓練)	1人	1人	0人
自立訓練 (生活訓練)	5人	4人	3人

③就労支援の促進

【1月あたり】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	11人	7人	6人
就労継続支援 (A型)	0人	0人	1人
就労継続支援 (B型)	150人	162人	158人

(3) 暮らしの場の提供

①居住支援サービスの充実

【1月あたり】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ケアホーム (共同生活介護)	26人	34人	—
グループホーム (共同生活援助)	16人	21人	47人

②施設入所支援

【1月あたり】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	34人	37人	42人

(4) 相談支援の提供

①相談支援の提供

【1月あたり】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	1人	5人	25人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

(5) 地域生活支援事業の推進

①相談支援事業の充実

【年間】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所

②在宅での自立支援

【年間】

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施 箇所数	実利用 者数	実施 箇所数	実利用 者数	実施 箇所数	実利用 者数
地域活動支援センター	2箇所	62人	2箇所	50人	2箇所	52人
①相談支援事業	/		/		/	
ア 障害者相談支援事業	2箇所	/	2箇所	/	2箇所	/
イ 地域自立支援連絡会	有	/	有	/	有	/
ウ 市町村相談支援機能強化事業	有	/	有	/	有	/
エ 住宅入居等支援事業	無	/	無	/	無	/
オ 成年後見制度利用支援事業	有	/	有	/	有	/
②地域活動支援センター事業	62人		50人		52人	
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	65人 7,594時間		74人 8,002時間		78人 9,200時間	
日常生活用具給付等事業	1,204件		1,227件		1,176件	
介護訓練支援用具	2件		3件		5件	
自立生活支援用具	6件		13件		8件	
在宅療養等支援用具	9件		5件		6件	
情報・意思疎通支援用具	4件		8件		9件	
排せつ管理支援用具	1,181件		1,196件		1,146件	
住宅改修費	2件		2件		2件	
その他	0件		0件		0件	
コミュニケーション支援事業 （実人数）	2箇所	9人	2箇所	9人	2箇所	9人
（上記の他実施する事業）	/		/		/	
手話奉仕員養成研修事業 （登録見込み者数）	6人		6人		6人	
手話通訳者設置事業	1箇所	/	1箇所	/	1箇所	/

<その他の事業>

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	29人	31人	4人
訪問入浴サービス事業	2人	3人	1人
更生訓練費給付事業（実人数）	2人	1人	0人
自動車改造費助成事業	0人	3人	2人
自動車運転教習費助成事業	1人	1人	1人
住宅設備改善事業	1人	1人	2人
火災安全システム事業	0人	0人	0人
施設入所者就業支度金給付事業	3人	3人	2人

③ 活動機会の提供

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	2箇所 62人	2箇所 50人	2箇所 52人
あおば	24人	20人	21人
ハッピーウイング	38人	30人	31人

4 就労等の状況

(1) 羽村特別支援学校等の在籍状況

平成26年4月現在で、特別支援学級は、武蔵野小学校の「むさしの学級（知的・情緒）」、栄小学校の「くぬぎ学級（知的）」、羽村第三中学校の「E組（知的）」、羽村第一中学校の「8組（知的）」となっています。また、通級指導学級は、羽村東小学校の「コミュニケーションの教室（情緒）」、松林小学校「コミュニケーションの教室（情緒）」、羽村第一中学校「コミュニケーションの教室（情緒）」、羽村第三中学校「コミュニケーションの教室（情緒）」の4校となっています。

平成26年4月1日現在で、羽村特別支援学校の市内在住者は小学部10人、中学部11人、高等部21人となっています。卒業生の進路を見ると、平成25年度で一般就労が2人、福祉作業所等が3人となっています。

【特別支援学級児童・生徒数】

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童数	32人	36人	34人	40人	42人
学級数	6学級	6学級	6学級	6学級	7学級
生徒数	24人	26人	32人	33人	30人
学級数	3学級	4学級	5学級	5学級	4学級

※各年度4月1日現在

※羽村第一中学校は平成24年度に新設

【通級指導学級の入級児童・生徒】

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
羽村東小学校	16	12	15	17	14
松林小学校	23	25	25	26	26
羽村第一中学校	6	5	3	5	5
羽村第三中学校	—	—	—	5	11

※各年度4月1日現在

※羽村第三中学校は平成25年度に新設

【羽村特別支援学校の児童・生徒数】

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学部	11	11	11	10	10
中学部	13	11	12	12	11
高等部 1 年	3	8	2	8	12
2 年	7	3	8	2	7
3 年	7	7	4	5	2

※各年度 4 月 1 日現在の羽村市内在住者

【羽村特別支援学校卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
卒業生数	55	59	70
内、市内在住	7	3	5
一般就労	17	26	20
内、市内在住	2	0	2
福祉作業所等	31	27	37
内、市内在住	4	2	3
障害者福祉施設	1	0	6
内、市内在住	0	0	0
職業訓練	1	1	6
内、市内在住	0	0	0
在宅	5	5	1
内、市内在住	1	1	0
その他（自営等）	0	0	0
内、市内在住	0	0	0

【あきる野学園卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
卒業生数	6	5	8
内、市内在住	0	2	1
一般就労	1	1	1
内、市内在住	0	1	0
福祉作業所等	2	4	6
内、市内在住	0	1	0
障害者福祉施設	0	0	1
内、市内在住	0	0	1
職業訓練	1	0	0
内、市内在住	0	0	0
在宅	0	0	0
内、市内在住	0	0	0
その他（自営等）	2	0	0
内、市内在住	0	0	0

【青峰学園卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
卒業生数	40	37	40
内、市内在住	0	4	5
一般就労	38	36	38
内、市内在住	0	4	5
福祉作業所等	0	0	1
内、市内在住	0	0	0
障害者福祉施設	0	0	0
内、市内在住	0	0	0
職業訓練	0	0	0
内、市内在住	0	0	0
在宅	2	1	1
内、市内在住	0	0	0
その他（自営等）	0	0	0
内、市内在住	0	0	0

(2) 一般就労への移行状況

市内の福祉的就労の場として、市が運営する就労継続支援B型事業「いちょう」及び社会福祉法人そよかぜが運営する福祉作業所「ひばり園」と福祉作業所「スマイル工房」がありますが、福祉的就労から一般就労への移行人数は平成25年度は2人となっています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、平成25年度からは民間企業で2.0%、特殊法人及び国・地方公共団体では2.3%以上の雇用が義務付けられています。羽村市の障害者雇用率は以下のとおりです。

【一般就労移行の実績】

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ひばり園	2	1	2	2
スマイル工房	0	0	0	0

【法定雇用率】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市長部局	3.36	3.41	3.45	2.81	2.80
教育委員会	—	—	—	2.22	—
羽村市役所（全体）	2.72	2.81	2.82	2.84	2.57

※羽村市役所の雇用率は羽村市役所全体で算定した率を示す。

※各年度6月1日現在

※平成24年度までの教育委員会は職員数48人未満のため対象とならない。

※平成26年度の教育委員会は職員数43.5人未満のため対象とならない。

5 その他

(1) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会条例 平成18年3月31日 条例第18号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84条）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、市長の附属機関として、羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 知識経験者 2人以内
(2) 福祉施設の代表者 3人以内
(3) 福祉関係団体の代表者 3人以内
(4) 公共的な団体の代表者 3人以内
(5) 関係行政機関の代表者 2人以内
(6) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障害者計画及び障害福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月16日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月5日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

(2) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会委員名簿

氏 名	所 属	構 成
◎ 井上 克巳	福祉行政経験者	知識経験者
鈴木 茂泰	羽村市知的障害者相談員	
堀内 政樹	福祉作業所ひばり園	福祉施設の代表者
河村 茂	福祉作業所スマイル工房	
青木 岳彦	地域活動支援センター I 型事業あおば	
田口 尚子	特定非営利活動法人 羽村市手をつなぐ親の会	福祉関係団体の代表者
押江 起久子	羽村市身体障害者福祉協会	
大浦 奉英	FHMの会	
森田 幸男	羽村市町内会連合会	公共的な団体の代表者
栗原 玉	羽村市社会福祉協議会	
菅谷 幸恵	羽村市民生児童委員協議会	
水口 千寿	西多摩保健所 (平成26年3月31日まで)	関係行政機関の代表者
畠山 明美	西多摩保健所 (平成26年4月1日から)	
○ 杉本 久吉	羽村特別支援学校	市民公募委員
萩平 淳子	市民代表	
荒木 利恵	市民代表	

※◎会長 ○副会長

(3) 審議会の審議経過

回	開催日	審議事項など
第1回	平成26年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・障害者計画及び障害福祉計画の概要について ・今後のスケジュールについて
第2回	5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画について ・障害者計画策定のための基礎調査集計結果（速報）について
第3回	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画の現状と課題について ・障害福祉計画（第3期）の実績報告について
第4回	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び第4期障害福祉計画の素案の検討について
第5回	10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び第4期障害福祉計画の原案の検討について①
第6回	11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び第4期障害福祉計画の原案の検討について②
第7回	12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び第4期障害福祉計画の答申（案）について
	12月22日	市長へ答申

(4) 用語解説

あ行

愛の手帳 (P.125)

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、東京都愛の手帳交付要綱に定める知的障害者であることの証票として都知事が交付するもの。

アクセシビリティ (P.49)

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、障害者や高齢者等ハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

インクルーシブ教育 (P.79)

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進む中、平成25年7月に成立した改正障害者基本法で理念が盛り込まれた。

インフォーマル(非制度的)なサービス (P.42)

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。近隣や地域社会、民間やボランティア等の非公式な援助活動がこれに当たる。

運営適正化委員会 (P.53)

福祉サービス利用者の苦情等を適切に解決し利用者の権利を擁護する目的でスタートした。利用者が、自力で解決できない事業者とのトラブルを、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介をしたり、サービスや利用者の財産管理が適切に運営されているかを調査し、助言・勧告をする。

NPO (P.91)

Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

か行

介護福祉士（P. 55）

社会福祉士及び介護福祉士法によって定められた国家資格。身体的又は精神的な障害により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴・排せつ・食事・その他の介護を行い、また介護者を指導、援助する専門的知識及び専門的技術を持つ人のこと。

グループホーム（共同生活援助）（P. 4）

共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

ケアマネジメント（P. 50）

障害者自身の状態、容態及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、適切なケアプランを作成し、継続的に援助を行う。

さ行

ショートステイ（P. 57）

障害者の介護を行う者の病気その他の理由により、障害者の居宅において介護をうけることができない場合に、障害者を短期間、施設等で預かり、必要なサービスを提供する。

障害者虐待防止法（P. 3）

障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するために施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を発見した者に対する通報義務を課すことが定められている。

障害者権利条約（P. 3）

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である。

障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定している。

障害者差別解消法（P. 3）

障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止している。

障害者週間（P. 38）

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者総合支援法（P. 3）

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として成立した。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

自立支援医療（P. 76）

障害者等に対して、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。障害児の生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障害者の更生のために必要な医療（更生医療）、精神障害の適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療（精神障害者通院医療）の3種類。

身体障害者相談員（P. 52）

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。身体障害者のさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行う。

身体障害者手帳（P. 123）

身体障害者福祉法に基づく障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

精神障害者保健福祉手帳（P. 126）

精神障害者が一定の障害にあることを証明するもので、所持することにより様々な福祉サービスを受けることができる。

成年後見制度（P. 35）

知的障害、精神障害や認知症等で判断能力が不十分になった人が、社会生活を営む上で必要な契約（売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約等）に際して、不利な契約を結ぶことがないよう支援する制度のこと。

た行

第三者評価（P. 48）

福祉サービス第三者評価のことで、東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」等、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、都民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表している。

知的障害者相談員（P. 52）

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。知的障害者やその保護者の相談や知的障害者の更生のために必要な援助を行う。

デージー図書（P. 49）

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人向けの、デジタル録音された音声による本。

な行

内部障害（P. 123）

身体障害のうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障害の総称をいう。

難病（P. 3）

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのない疾患、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患をいう。

日常生活用具（P. 49）

在宅の障害者の日常生活の利便を図るため給付されるもので、特殊寝台、特殊便器、拡大読書器等がある。

ノーマライゼーション（P. 40）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害者もほかの人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

は行

バリアフリー（P. 17）

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

ピアカウンセリング（P. 50）

障害者等が自らの体験に基づいて、同じ障害者の相談に応じ問題解決を図ること。

PDCAサイクル（P. 6）

さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくもの。

福祉教育（P. 40）

国、地方公共団体、民間団体及びボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育をいう。最近では、お互いの交流を兼ねながら、障害者自らがその体験等の話をする「福祉講話」が小・中学校で行われている。

福祉的就労（P. 65）

一般就労の困難な障害者が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉有償運送事業（P. 66）

NPO法人や社会福祉法人等が、障害者や高齢者等、一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に行う有償移送サービスのこと。

ヘルプカード（P. 15）

障害等があり援助を必要とする人が携帯することで、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための手段となるもの。

ヘルプマーク（P. 44）

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのマークのこと。

法定雇用率（P. 5）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、雇用者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけており、その割合をいう。平成25年4月からは、0.2ポイント引き上げられ、一般の民間企業2.0%、特殊法人等2.3%、国及び地方公共団体2.3%となった。

補装具（P. 60）

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子等がある。

や行

ユニバーサルデザイン（P. 17）

「だれもがはじめから利用しやすいように、施設・もの・サービス等に配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われる。

ら行

ライフステージ（P. 3）

人間の発達段階や人間形成の段階をいう。例えば、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期といった分け方がある。

リハビリテーション（P. 72）

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

